

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（中村 敦君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位4番、1つ、循環型社会に向けたごみ排出量抑制について、2つ、キューロ（生ごみ自家処理容器）の取組みについて。

以上2件について、13番 江田邦明君。

〔13番 江田邦明君登壇〕

○13番（江田邦明君） 会派は市政会の江田邦明です。議長の通告に従い趣旨質問を行います。

今回は2件の通告をさせていただきましたが、いずれもごみ行政についてでございます。

1点目の循環型社会に向けたごみ排出量抑制については、6月定例会において沢登議員が質問した内容に答弁がなかった部分及び行政視察における報告書における提言についての質問をさせていただいております。2点目のキューロ（生ごみ自家処理容器）の取組みについては、昨日、長友くに議員が質問した内容をさらに掘り下げて質問していきたいと思っております。

令和4年度産業厚生委員会は、行政視察報告及び閉会中の継続調査報告において、テーマとして掲げた循環型社会の形成に向けたごみ排出量抑制、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想に対して次の意見を付しております。このことについて、これまでの検討状況と取組内容、今後の方針についてお尋ねいたします。

事業系ごみと生活系ごみの排出割合及びごみ組成の詳細調査を実施すること。

ごみ排出に係る分別強化とその啓発を推進すること。

処理原価に基づく事業系ごみの有料化を検討すること。

植木剪定枝等の資源化を検討すること。

ごみ排出及びリサイクルの数値目標を再検討すること。

「ごみ減量化・資源化推進ロードマップ」を作成し、葉山町のキューロ等のごみ処理器の普及活動を参考に、市民の自主的活動を促進すること。

建設炉の規模の縮小化を検討すること。

循環型社会の形成に向けたごみ減量化・資源化の推進については、住民や事業者等の理解と協力が不可欠であります。下田市におけるごみ排出量は人口減もあり、年々減少傾向にある一方、1人1日当たりのごみ排出量は横ばいで、国や県の平均値よりも多くあり、その要因は、人口と比較し宿泊業や飲食店等の割合が高いことにあるとされております。

そこで、環境省が取りまとめました令和3年度における全国の一般廃棄物の排出及び処理状況等の調査結果を分析してみました。

合計の1人1日当たりの排出量は前述のとおりで、下田市は静岡県内35町では29番目の順位で、量としては県内平均の938.5グラムを上回る1,147.2グラムでございます。

一方、生活系ごみの1人1日当たりの排出量は県内でも17番目の順位で、県内平均の668.9グラムよりも少なく617.7グラムになります。ちなみに事業系ごみの1人1日当たりの排出量となると県内で33番目の順位で、県内平均の269.7グラムを大きく上回る529.5グラムが下田市の状況でございます。

数値だけを見ると、下田市においては住民の排出する生活系ごみは全国平均より抑制されており、事業者の排出する事業系ごみが全国平均の2倍以上であることから、1人1日当たりの排出量を少なくするためには、生活系ごみだけでなく事業系ごみの減量化・資源化に取り組むことが重要と考えられます。

この私の分析に対する当局の見解と、事業系ごみの減量化・資源化に資する施策についてお尋ねをいたします。

現在の下田市一般廃棄物処理基本計画は平成30年に策定され、見直しが必要とされる5年が経過しております。また、その上位計画である総合計画は第5次総合計画となり、環境基本計画は第2次環境基本計画と既に改定がされております。令和5年度には、広域ごみ処理施設整備基本計画の策定や南伊豆地域清掃施設組合が設立されるなど、諸条件にも大きな変動がございました。

そこで、下田市一般廃棄物処理基本計画はいつ頃の見直しを予定し、またどういった計画や予測数値、目標数値、施策等を反映させていくのか、お尋ねいたします。

2件目のキエーロの取組みについて。キエーロとは、黒土等に生息するバクテリアの力を利用し、生ごみを分解し消滅させる生ごみ自家処理容器の総称でございます。

その発祥は、御用邸所在地友好都市である神奈川県葉山町で、臭いや虫の発生が少なく、投入後も堆肥が増えないなど手間がかからないことから、全国各地で普及しております。

令和4年度、産業厚生委員会の行政視察報告においても、「キエーロは自己での製作も可能なことから、地域の木材や黒土の代用品として竹パウダーを利用することで障がい者雇用等につながり、経済も含め地域内で循環させることが可能である」と考察で示しております。

そこで現在、下田市で実施している竹パウダーコンポスト事業の進捗状況、モニター人数、日報内容、竹パウダーの具合、課題、次年度以降の事業継続について、黒土を利用した生ごみ処理器モニター事業の進捗状況、同じくモニター人数、日報内容、黒土の具合、課題、次年度以降の事業継続並びに家庭用生ごみ処理器購入費補助金の申請状況、申込み人数、申請機種等についてお尋ねをいたします。

以上で、私の趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦君） 当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） おはようございます。それでは、ただいま江田議員からいただきました、循環型社会に向けたごみ排出抑制について並びにキエーロの取組みについて、大きく2点の御質問をいただきましたので、順次お答えしたいと思います。

初めに、産業厚生委員会で行政視察報告並びに閉会中の継続審査報告において掲げられました7点の項目について、その検討状況と取組内容、今後の方針についてのお尋ねがありました。

まず1点目、それから3点目の事業系ごみに関わる取組状況についてですけれども、廃棄物処理及び清掃に関する法律という法律の中で、排出における事業者の責務というものが明記されております。これによりまして、適正な負担を求めるということは大変重要なことと考えております。

その事業者の排出状況を調査して分析しようということで、昨年度より職員によりまして、清掃センターにおいて、ごみの展開検査というものを実施して、事業系ごみ、それから生活ごみについての排出割合等の調査を開始したところでございます。

今年度に入りまして新型コロナウイルスの感染症がまた再流行してしまったということで、一旦調査を中断しているところでございますけれども、今後、感染状況を見ながら再開しまして、年間を通じた形で排出状況の把握というものに努めた上で、今後の事業系ごみの検討に生かしたいと考えております。

それから2点目ですけれども、事業者が排出するごみの分別徹底というものを目的としまして、昨年度に事業系一般廃棄物と産業廃棄物等の、その区分を記載したチラシを作成いた

しまして、事業系ごみを搬入する事業者、センターなどで配布する等の方法で啓発というものを進めているところでございます。今後も広報、ホームページ等を活用して、その分別徹底について広く啓発をしていきたいと考えております。

それから4点目、剪定枝につきましてですけれども、剪定枝につきましては、現状では排出者においてチップ化あるいは堆肥化するというようなことを推奨しているわけでございます。現在、上下水道課が実施しております地域バイオマス資源活用調査において、この木質バイオマスというものが活用できないかということで、その可能性について、これは中長期的な課題として、現在調査に取り組んでいるところでございます。

それから5点目、ごみの排出及びリサイクル目標、それから6点目のロードマップの関係ですけれども、ごみのこの排出目標あるいはこのリサイクルの目標というものを掲げまして、その達成に向けて各種施策を展開して、それを掲載していくというものは、これがいわゆる一般廃棄物処理基本計画となるものと考えております。ですので今後この一般廃棄物処理計画を見直す方向で検討してまいりますけれども、この中で検討していくことになります。

それから7点目、建設炉の規模の縮小につきましては、清掃施設組合において協議中の事項でございますけれども、ごみの減量化あるいは資源化、それから脱水汚泥の処理等に係る各市町の検討状況を踏まえまして、今後適正な規模が示されることと承知しております。

それから2点目の事業者が排出するその事業系ごみの分析というものに対する当局の見解と、今後の減量化・資源化に対する施策という御質問にお答えしたいと思います。

職員によりまして、その実施しております展開検査では、なかなかその現場で生活系ごみと事業系ごみの区分が難しいところもあるというような意見もあったわけですが、観光ですとか交流人口といったものが多いという、その地域特性として事業系ごみが多いということは議員の御指摘のとおりかと思っております。

それでこの事業者に向けた、先ほど申し上げたその啓発チラシの活用によって、まずは事業者におきまして産廃、なおかつ一般廃棄物の中でもこういったものが、つまり燃えるごみ、こういったものはリサイクルだとか、そういった分別を徹底していただくことで、減量化・資源化に向けた周知あるいは意識改革というものを図り、また適切な料金の在り方等の検討も含めて今後取り組んでまいりたいと考えております。

それから3点目の一般廃棄物処理基本計画の策定についての見直し等の予定についての御質問がございましたが、現行の一般廃棄物処理基本計画というものが、おおむね5年ごとに見直すというこの時期を迎えております。

令和3年9月に策定した広域ごみ処理基本構想において、共同処理体制の設立に合わせて1市3町の全体として、一般廃棄物処理基本計画を定めましょうということとしておりますので、これにリンクする形で計画の見直しを策定しようということで、現在、組合の連絡調整会議等において各所にも提案し、方向性を検討しているところです。来年度以降のなるべく早い段階で見直しを図りたいと考えております。

下田市はその基本構想の策定段階におきまして、この現行の一般廃棄物処理基本計画に設定されているものよりも、上回る減量目標を掲げております。この見直しの中では、この基本構想で設定した目標値を反映させた形で目標設定をしまして、これに向けた施策ということで検討した上で、ロードマップ等々というような手法も盛り込んでお示ししたいと考えております。

それから大きな項目の2点目、キエーロに関しましてですけれども、この黒土を利用した生ごみ処理器モニターの事業進捗状況としましては、現在モニター数が想定をかなり超えまして、55人ということでお申込みいただいて実施しており、大変関心が高いということがうかがえます。報告については、生ごみ処理によるその減量化の量を日々記録していただくということになっております。

次年度以降につきましては、黒土でのキエーロの事業を継続する方針でおりますが、今後の展開については、今後はモニター等からの質問、あるいは意見、結果の報告などを参考するなどしまして、キエーロの改良あるいはその製作をしたりとか配布をしたりという、その体制の拡充等の点が課題と考えておりまして、そちらに対して柔軟に対応していきたいと考えております。

なお、家庭用生ごみ処理器の購入費補助金につきましては、8月末現在5件を受け付けておりまして、コンポストが4件、それから機械式の生ごみ減量乾燥機1件となっております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） それでは、私のほうから竹パウダーの関係の事業について御説明をいたします。

企画課におきまして、市内の放置竹林対策としまして竹活用の可能性を検討する中で、竹パウダーによるコンポスト事業に取り組んでいるところでございます。

今年3月よりモニター30名の参加をいただきまして、すぎの子作業所が市内の放置竹林の孟宗竹で製作をしまして竹パウダーをガーデンバック型のコンポスト容器を使って、ごみを

堆肥化するという取組を行っているところでございます。

具体的には、コンポスト容器に約2か月ごみを投入し、1か月間熟成をするという方法を基本として実施をしております。モニターの皆様には生ごみの投入量ですとかコンポスト内の様子を日報として記録していただき、提出をいただくこととしております。

途中経過でございますが、モニターの皆様からは生ごみが減ったですとか、堆肥として使えてよいか、その堆肥が野菜の成長に結びついていると。あるいはベランダでも気軽にできるといったよい意見もいただいておりますが、一方で、パウダーの状況によりまして悪臭が出たりですとかコバエの発生とか、そういうちょっとマイナス面の御意見もいただいております。

現時点までに30名の方で6名の方が状況もちょっとよくなって、リタイアという形でいただいている状況もございます。ただ現時点におきまして、モニターの皆様からおおむね好評いただいておりますので、秋以降はさらにモニターを30名追加して、事業を少し広げていきたいなと思っております。

ベランダや軒下でも気軽にできる点や堆肥となる点、また放置竹林対策ということでキエーロとの差別化ができるかなと考えております。この竹パウダーの事業につきましては、ごみの減量化、放置竹林対策、障害者施設の支援と三方よしの取組となっていると考えております。

今後、継続に向けまして、今回のモニターの結果等を踏まえて、改めて事業の目的ですとか効果、成果等を整理し、今後の実施体制等も含め庁内で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） まず、委員会からの提言に対する検討状況をお伺いさせていただきました。

なぜ改めてこの質問をさせていただいたかといいますと、この令和5年度の後半が、今後のごみ行政の方向性を示す中で一番重要な時期であると考えております。それは現在、下田市の市民の方、そして3町の町民の方も、ごみに対する意識が大きく変わってきております。その大きく変わってきている時期に、どのようにごみの減量化を実践させていくかということを行行政が示す時期であるからです。そのことによって、今後建設されるごみ焼却炉の炉の規模の縮小化によって建設コストの抑制、そして今後の運営コストの抑制ができるからで

ざいます。

建設コストの抑制ができるチャンスは今しかございません。そこで、再質問をさせていただきます。

昨日、長友くに議員の質問に対し当局からも、「循環型社会をつくるのは施設ではなく人である」といった理念の回答がございます。現在、下田市では雑紙等、またキエーロ等、先進的な取組をしていると私は考えておりますが、こういった先進的な取組を広域化する3町並びにその他、賀茂圏域の2町に対して、下田市は連携して推進していくような体制を取っているか、お尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 下田市及びその3町との連携についてですけれども、当然これまで担当課長会議とか、それから組合が発足してからは連絡調整会議ということで、会議等を通じてこれからの広域ごみ処理事業をどうしようかということだけではなく、それぞれの市町が行っているごみの処理方法であるとか収集方法であるとか、そういったところの情報交換というものですが、そういったものを同時にしておきまして、この下田市では平成30年から雑紙回収というものを開始しているわけですが、その取組というものが、事業者を通じたりしたこともあるんですけども、松崎町ですとか西伊豆さんですとか、そういったところで雑紙を始めるといったような取組に結びついているケースもあります。

それから大変量としては微々たるものですが、下田市ではプリンタのインクジェットの回収というものも行ってるんですけども、こういったものも各町のほうで取組が始められたということも聞いております。

下田市のほうでも、このごみの回収とは少し離れますけれども、西伊豆町さんのほうでいわゆる環境教育というようなお話がありまして、「アース・キッズチャレンジ」ということで地球温暖化ですとか、ごみの減量化といったものを目標とした教育環境プログラムがありまして、この令和5年度からその取組を参考にして、下田でもこのアース・キッズチャレンジというものを小学校で本年実施しているところでございます。以上のような形で連携等を図りながら、減量化というものも情報交換しながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 2件目のキエーロの関連になりますが、広域化の中での取組として再度質問させていただきたいと思います。

下田市においても、キエーロは令和5年度の3月、これは環境対策課ではなく企画課によります竹パウダーコンポストが最初の取組だったと認識しております。

現在、このキエーロの取組に対して下田市は、広域化を進める3町に対し、ぜひとも炉の規模を縮小化するために、ほかの3町でもキエーロを導入したらどうかというような話については連携会議の中でされてるかどうか、また3町の補正予算等での考えについて、御存じでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） キエーロにつきましては、今年度から当市でも始めたところでございますので、予算化するような段階で今後の取組ということで、下田市の取組ということで担当者会議等の中で各町に情報提供はさせていただいております。

それで情報提供した段階で、すぐに予算化して始めるとはまだなってないですけども、例えば南伊豆町さんですとその他の取組では、今、南伊豆町さんは生ごみ処理器の補助金を一旦やめてしまったところがあるんですけども、またそれを再開するというようなお話もありまして、今年度はちょっとまだ予算化はされてなかったようですけども、今後検討されるという情報もございました。

キエーロにつきましては引き続き、この清掃施設組合の新しい機関紙の「みらくるくる」第1号でも大きく取り上げていただいておりますけれども、近隣町まで含めて広く使っていただけるような形で、各町にも取り入れていただけるようお願いしていきたいと、情報提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 委員会、議会からの提言を踏まえ検討状況、また今後の方針について御回答いただきましてありがとうございます。それを踏まえ、今後、下田市一般廃棄物処理基本計画、また共同処理に伴う全体での同一般廃棄物処理基本計画を令和6年度中に策定するというところで、御回答いただいたと思います。

この中に盛り込まれる下田市の数値というものは、広域ごみ処理基本計画を策定するに当たって、基本構想で示された数値をそのまま盛り込んでいくのか、また現在取り組んでいるキエーロ等の取組を踏まえた上で、ごみの減量化数値を改善した上で、この一般廃棄物処理基本計画の数値に反映させていくか、現在の方針が分かるようであれば御回答いただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 基本構想については、基本的な作業の流れとしては各市町のごみ処理基本計画といったものの目標を集めた上で、今後のごみ量等の予測を行って目標設定をしていくとなっております。そこで各市町の目標を定めていく中で、ごみ減量化ということを一歩進めて、下田市はこの現行のごみ処理基本計画よりも少々目標を高くして設定しております。

それで現行の平成30年に策定されたごみ処理基本計画というものを、令和でいいますと令和15年までの15年の計画で、15年後におおむねごみの総排出量で申し上げますと、大体3割程度減量するというような目標になっております。

それで下田市では、今回この広域ごみ処理事業を進めていくという中で、例えばプラスチックの分別を開始するであるとか、焼却灰のリサイクルをするであるとか、ごみの減量をキエーロ等で進めるであるとか、キエーロはちょっとまた後の話なんですけれども、そういった減量施策を進めるということ踏まえ、基本構想の中では令和18年頃までの期間の間に、おおむね総排出量で4割ぐらい減量化するというような内容になっております。

ですから今この中に目標が低いとおっしゃる、要望をされているわけですが、私としてはすみません、ちょっと方針ではなく私見としてお聞きいただければと思いますけれども、私としてはこの4割という目標が決して低い目標ではないと考えております。もちろんそれを上回る成果が得られるということは目標として掲げて、高く挑戦していくというようにするにはなるかと思っておりますけれども、そういった事情でありますので、基本的には今後見直しをすれば、この現在設定している基本構想上の目標を基本としまして検討すると考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 市民の方に御協力いただくというのが、このごみ排出量であったり資源化の一番重要なところであると思います。

基本構想や基本計画など数値、グラフ、表だけのものと、なかなか市民の皆様、住民の皆様がどのように取り組んでいっていいかわからないといったところが課題かと思っております。そういった点で南伊豆町は、ごみ減量化、資源化推進ロードマップを作成しているところでございます。

ぜひとも下田市においても、この一般廃棄物処理基本計画の改定の際にはロードマップ、

市民の方が具体的にどういった形で、各年ごとに取組を進めていけば、最終の令和18年の目標値に行くかということをお示しいただきたいと思います。それを踏まえて、やはり計画を策定するに当たっては、これまでの統計数値、現在の状況の把握というものが重要かと思えます。

これは私の一般質問の1件目の通告の2つ目の、1人1日当たりの排出量についての再質問となります。通告書の中に表として通告させていただいております。趣旨質問でも申し上げたとおり、下田市の1人1日当たりの排出量、生活系ごみだけでいえば県内でも非常に優れた自治体となっております。

この点についての見解、そして事業系ごみについては同じ伊豆半島の伊東市、人口規模も宿泊件数も飲食店数も多い伊東市より、下田市は事業系ごみの排出量、1人1日当たりの排出量が多くなっております。この点について、数値が適正かどうかについて当局のお考えをお聞かせください。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 今回の実態調査ですが、合計で1,147.2グラム、生活系ごみについては617.7で、事業系ごみについては529.5と、それで生活系ごみの617.7というものが県内でも16位ということで9番ぐらいです。

この辺はちょっと正直、まだ私が考えていたよりも生活系ごみというものの排出については、皆さんのごみに対する関心が高まってきているのかなとかそういったもの、そして実際に排出の抑制に努めていただいている成果が出ているのかなというところもございしますが、この事業系ごみについては県内でも多いということで、先ほども申し上げたように、この伊豆半島にありがちな地域特性の中で、下田あるいはこの伊東、熱海、こういったところの観光であるとか別荘地であるとか、そういった交流人口が多いであるとか、そういったところが事業系、下田の場合はこちら辺が事業系ごみに入ってくるケースも多いものですから、そういった数値になってしまうのかなと考えます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） すみません、遠回しに言ってしまったので、私が期待する御答弁ではなかったので率直に言わせていただきます。

宿泊客数であったり飲食店数が多い伊東市より、下田市の事業系ごみが多いということは考えにくいこととございます。これは生活系ごみと事業系ごみの測定の仕方に問題があるの

ではないかと私は考えております。

今後、事業系ごみの有料化を検討していく上では、この事業系ごみが実際、正確な数値でどのぐらいの量が排出され、そしてその処理に係る原価に対して正確な受益者負担というか、ごみ排出に係る料金を改定していく上では、それぞれのごみが実際の数値と、この国に提出されている数値の誤差というものを直していく必要があると考えておりますが、今後この生活系ごみの排出量、事業系ごみの排出量を正確に調査するためにはどういったことが必要と考えるか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 下田市の場合は、この調査に報告する上では、この生活系ごみというものをいわゆる可燃ごみ収集の分、事業系ごみについては清掃センターへの持込みを、大きくいうとそういう分類で分けております。

今、展開検査で調査をして、その生活系ごみなのか事業系ごみなのかというものの調査を実施しているわけですが、清掃センターに持ってきての状態になりますと、これがどこから出たごみかというのが、例えば名前が入ってたりだとか、そういったところからある程度は、じゃあこれは事業系とか、これは事業系だったらこんなごみは出ないだろうとか、そういう推定でもって分類をしてやっているわけです。

それで本当の意味で、じゃあ事業系なのか生活系なのかというものを調べるには、それは排出される現場まで戻らないと、遡らないと究極的には分からないような状況になってしまいます。

いわゆる産廃とか言われるものもあるんですけれども、産廃か一般廃棄物かという区分は、同じごみであってもそれが事業者が出したものであれば産廃、一般の家庭の人が出したものであれば一般と、見た目は同じでも排出元によってはやっぱり違うということがありますので、出されてきたごみを可能な限り分類はしてみたいものはあるものの、厳密にそれがどうかということ調べるには、一つ見極めが難しいと。

それと現在、清掃センター等で行っているその計量の区分とかそういったものを、その計量等のやり方の中で、現在はこういう分類というものがされているかとは思いますが、でも、その中で、ではそれを事業系かどうかというのを見極めることができたとしても、ではそれを事業系としてカウントするとか、生活系としてカウントするとかいうことで、計量そのもののやり方を変えようとする、かなり複雑なことになってしまうんじゃないかと思っております。ですからこの事業系のごみか生活系のごみかというところについて、ある程度は各

市町のそういった計量の仕方とかによってる部分もあるのではないかと思います。

それでこの下田市と伊東市の数字がおおむね15グラムの差ということですが、この1人当たりという数字というものを出したときに、先ほど言ったような宿泊客であるとか、別荘等のその交流者であるとかいったものは、1人当たりの1人には入ってこない数字でございまして、結局最終的にはそこに住んで住民登録がされている人数で割っている数字がここの数字になってくるので、この1人当たりの数字というものを単純に比べて、なかなか多い、少ないということは、ちょっとこの15グラムぐらいの数字の中でどうなのかという判断もちょっと難しいのではないかなと思います。

ただ、伊東にしろ下田にしろ熱海にしろ、伊豆、伊豆の国の辺りも、観光とかでこの交流者が多いというところは、全体的にそういった傾向があるというところですが、そこに今住んでいる方が、結局その第3次産業ですとか、そういった産業に従事しておられる方もいるというところで、単純に事業系ごみだから家庭とは切り離して考えるというのが、個人事業者も多い下田市の中では難しい部分もあるかなと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 1件目の通告の最後になります。一般廃棄物処理基本計画を今後策定されるにおいて、1つ要望をさせていただきます。

現在、下田市では1人1日当たりのごみ排出量については、合計数は生活系ごみと事業系ごみの合計数のみの記載であったり、広報の中で使われている数値かと思いますが、やはり市民の皆様が、自分たちが努力すれば、ごみはこれだけ減ったという、一つの目安かと思えます。どうしてもそこに事業系ごみが入ってきますと、人口が減っていく中で事業規模は縮小させないというのが現在の下田市の考え方だと思いますので、生活系ごみが減っても事業系ごみは変わらない、人口が減っていくと、今後20年後は1万人でこの変わらない事業系ごみを割っていかなければいけない。そういった数値では、どうしても自分たちの努力の達成感というものが見えてこないと思いますので、ぜひとも1人1日当たりの生活系ごみの排出量というものを、新たな予測数値であったり目標数値と設定していただき、この市民の皆様の御協力というものをいただくような計画を策定いただきたいと思えます。

次に、2件目の通告のキエーロの取組みについて、再質問をさせていただきます。

御答弁いただいた内容ですと、現在、今後の予測も踏まえまして竹パウダーコンポストで30人足す30人の60名、途中辞退が6名ということで54名、そして黒土を利用した生ごみ処理

器モニターですと現在55人、そして9月の補正予算で41万3,500円が計上されておりましたので、恐らく新たに40器程度を増やすのではないかと考えられます。

そうしますと、計画を進めて既に150人以上の方がこの生ごみの自家処理に対して実践されていく、今年度中に実践していくというものが予想されます。これは非常に住民、市民の皆様の高い関心の現れであると思います。

一方で、今後の事業の継続性については企画課でも進め、環境対策課でも進めるといった答弁でございました。やはり企画課は3つよしということで、ごみ処理、そして放置竹林、障害者雇用、そして環境対策課でいうと、現状ではごみ処理、ごみの減量化という一つの目標達成でございますが、下田市としてはこの三方よしなのか、ごみだけで進んでいくのか、同じような事業を2つの課で推進し、そしてモニターの調査結果を2つの課で共有しどこかで統一するのであれば、一つの事業として進めていくことが重要かと思えます。

その点について再度、市長になるんでしょうか、当局全体として方針が分かればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 私のほうから答弁させていただきますけれども、環境対策課として企画課のほうで今回のモニター事業を始めるということで、始まる前の段階から情報交換をしながら進めてきております。大体同じようなタイミングで、両方ともモニターをやるというようなことがちょっと出てきていて、それぞれ趣旨が違ったものですから、そのまま実施してきております。

それで環境対策課としましては、たしか当初予算のときにも申し上げたと思えますけれども、今回のキエーロというものと、企画課で行っております袋でやるものは、いわゆる大きさですとか使い勝手が違う部分がありますので、そういったもので当面は使い分け、役割分担というものができているのかなと。

それで今後、環境対策課で行うキエーロについても、現在4つの機種でスタートして、やっぱり使われる頻度の高い機種と、全くほとんど応募がなかった機種と分かれた傾向があります。それで企画課で行っている袋の部分も今30名と、今後また30名とやっていく中で、その目的な部分が一致している部分もございますので、そこら辺を調整しながら最終的にどちらかに一本化していくような方向というものを検討していこうという流れとなっております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） ありがとうございます。現在はワークショップの実施やモニター制度の活用ということで、実証実験の段階かと考えます。今後、市としてどのような数値目標を掲げているのかということをお尋ねしたいと思います。

参考までに、御用邸所在地友好都市の葉山町では、平成2年から平成20年にかけてコンポスターを約3,000基、無償で貸与しているところがございます。そして平成21年から令和3年においてはキエーロ等の販売を行い、令和3年までの累計が7,600台となっております。世帯普及率では約35%という数値でございます。現在でも年間150台を予算化し、市民の皆様販売をされている、補助をつけて販売をされているという状況でございます。

私としては、やはり下田市として新たな広域ごみ事業が開始される令和11年ですので、令和10年までにこのキエーロを含めた生ごみ自家処理器を下市内の何世帯に普及させるんだという強い行政の方針を示すのが今でないかと考えます。

今後5年間ございます。1年間当たり何器、現在はモニター制度でございますが、補助制度等でこのキエーロを何器増やし、令和11年スタートには何世帯の皆様がこのキエーロを使って生ごみを減らしていくか、下田市の思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） このキエーロをモニターということで今年度から開始して、まずはこれまで行っておりました補助金の制度が、今年度でいえば30器程度ということで見込んでおまして、合計で70器ぐらいの年間ということで、今年度当初ではスタートしたところです。

それで当面は5年間程度のうちに、この70器を最終年度ぐらいに100器ぐらいに増やして、全体で500器程度ぐらいまでもっていければいいかなという短期的な目標は持っておりましたけれども、スタートしてみてモニター制度というものが、前へ進めていく上でいろいろ今回課題があったと。一つには機種の問題もあるんですけども、スタートの段階で作成を、清掃事務所にいる現場の職員の手作業で作って今回配布を始めたということで、その作成と配布をかなりの時間外労働などもお願いした上で実施したわけですけども、そういった作成とその配布の体制、それで作っておいて、それを保管しておくスペースの問題であるとか、そういったものが課題として挙がっています。

そのことを考えたときに、ちょっとその辺の配布体制についてももう少し工夫をしたほうがいいんじゃないかということで、例えば例として挙げられました葉山町ですと、その七千数百機のうちの2,000強がキエーロの数字だと思います。そのキエーロを平成21年度から配布

を始めているわけですがけれども、当初の2年間はやはり葉山でもモニターということで始めておりますけれども、3年目から格安で一律1,000円という形で今販売をしてるんですけれども、そういった形の販売の形に移行しております。

それでこの作成については業者さんに委託をして、配布ですとか、あともう一つ配布した後のアフターフォローというものを実施されておまして、それを臨時職員3名を雇用して対応している。それで普及に当たっては、地域の協力者というものが、ごみ減らし隊という者がいらっしゃってます。40人弱の方がほぼ無償で活動されて、この普及に一役買っていきたいという話を聞いております。

それでこの2,000強の配布したキエーロを、このアフターフォローという中で実際に稼働を続けているかどうかという、稼働率の調査というものも兼ねてこのアフターフォローを実施している中で、2,000件というものが現在、実際に稼働しているのがやはり1,500件ぐらいまでとなっていると聞きました。

なかなかちょっと今の私たちのやり方では、稼働率を押さえることも今後の中では難しいんじゃないかなと思うんですけれども、そういった体制というものを考えていって、多くの皆さんに使っていただけるものを作っていきたいということですので、目標としましては全体で500ぐらいは行きたいなど。それでももちろんそこから後ですが、体制を考えて徐々に増える反比例のグラフじゃないですけど、徐々に増えるスピードを速めていきたいなど考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 最後に2つ質問して、最後は提言をさせていただいて、私の一般質問を終えたいと思います。

まず1つ目が、このキエーロ1台当たりの製作費といいますか、キエーロ本体の製作と黒土の購入費になるかと思いますが、それをお聞かせいただきたいと思います。

もう一点が、清掃センターの事務所の前に行きますとキエーロが置いてありまして、現在キエーロを使っていますというような案内がされております。そのほかの公共施設で、当然職員の方が昼食等で食事を食べまして、台所等の三角コーナーには若干の生ごみをよく見るところでございます。市内の行政機関、またこれも提言になってしまいますが、小・中学校にこういったキエーロを置いて、子供の頃からキエーロに親しんでもらうということは、今後のごみ行政20年、30年先を考えた中で必要なことかと思いますが、現在この取組をされて

いる場所が、ほかに清掃センター以外にあるのかということと、今後そのような取組について、可能性についてどのような考えをお持ちかについて2点質問をさせていただき、最後に提言をさせていただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） まず、製作費ですけれども、時間外で作った人件費はとりあえず除きますけど、それを除くと材料費だけなんです。それで大きいタイプと小さいタイプと、あるいはプリンターを使ったタイプですが、ちょっと器種ごとに違いますので、また後ほど、大まかに言いますと、大で材料費で五、六千円程度だったかなと、ちょっと記憶してるんですけど、ちょっと数字は正確なところはあれですので、また御報告させていただきます。

それで黒土なんですけれども、単純に言えば1袋幾らで売ってるものなんですけれども、今回そのキューロを配布するに当たって、かなり大量の量を注文しなきゃならなかったものですから、それぞれ最初はホームセンターで買っていたものが、途中でちょっと地元の土木事業者さんの協力を得たりした中で、要は取引先ごとに値段が違うものですから、それもちょっと大まかな数字になりますけれどもちょっと差があるものですから、それもすみません、またちょっと別途報告させていただきます、申し訳ありません。

それから市内のその行政機関等のものについては、現在は清掃センターのみでございます。学校等のお話もありましたけれども、またそういった点につきましては学校教育課ですとか、その他の施設の管理者等なども協議した上で、そういったものが置けるような状況でございましたら置いていただけるような形で検討を進めたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 先ほどの2点目の学校に取り入れるということは、私は今ちょっと芽が現れた気がしまして、市民への啓発を頑張るとずっと言ってたんですけれども、例えば環境教育であるとか、こういったその社会問題を教育の中に取り込んで、それでやがてそのまちが、ちゃんと子供から変わっていくという、そういうことの重要性について今思いをいたしまして、今後、取り組んでいきたいと思っております。

教育長からこの後ちょっとお話をいただきます。

○議長（中村 敦君） 教育長。

○教育長（山田貞己君） 今、市長のほうからそのようなお話がありましたけれども、ちょう

ど教育委員会でも、後ろに座っている課長とその話をしていたところでした。

それで今市長が申し上げたとおり、学校の今の子供たちは、私たちがこの子供のときよりもずっと環境に対して敏感に、それから前向きに取り組んでいるところです。各学校、どの学校も小・中学校は環境問題についてはよく頑張ってるなという。

先日、上智大学との提携がございまして、先方もやはり下田の海だけではなくて山の環境を含めて、非常に積極的なアプローチをしてくださっていますので、そういうことともつなげられるかなということを考えていたところです。

ただ、学校現場では環境問題について考えるという総合的な学習の時間ですとか、あるいは社会科の時間ですとか理科の時間ですとか、様々な場面で活用できると思うんです、あのキューロそのものを使って。ですので校長会のほうにもそういうような提案をしてみたいとは思いますが、学校のほうでもう考えてるんじゃないかと思えます。それぐらい環境問題については前向きにやってくれていますので。

私も昨日、長友議員さんのお話で、優れものだという表現を聞きまして、私も実はキューロを持っていまして、朝も生ごみを出してきたところです。非常に優れたものだなと思っておりますので、活用法についてはこれから学校でも広げられるといいなとは思っています。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） ぜひとも子供たちに、このキューロの楽しみ、私も昨年の12月からやらせていただいておりますが、ペットを飼うような楽しみが、楽しみになりますので、ぜひとも子供たちにも小さいうちから携わらすというか、体験していただきたいと思います。

少し触れましたが、私も葉山町に行った後、進士為雄議員の御協力をいただきながら、キューロのほうを始めさせていただきました。12月13日から9月12日の約270日間で合計133.28キログラムの生ごみ排出がございました。4人家族なので、これを割りますと1人1日当たり125グラムの排出でございました。

一般的なごみの処理原価というものが30円とされておりますが、下田市の場合の処理原価を計算したところ36.5円という数値でございました。30円というものを参考に、例えばキューロの普及を令和11年までに2,000世帯4,000人と想定した場合、4,000人が125グラムの削減ということで、1日当たり0.5トンの削減になります。下田市で0.5トンですので、当然、残りの3町が行えば1トンの削減が見込まれます。これによって、大きくはないかもしれませ

んが、建設コストの抑制が図られます。

そして運営コストについていえば、1日当たり下田市で0.5トンの削減、365日ですので1年間で182.5トンのごみの削減がされます。運営コストでいえば、それにトン当たり3,000円を掛けることで年間550万円の運営費コストの削減が見込まれます。同じく3町が同様の取組をすれば1,100万円の削減が可能と私は考えます。

そしてキューロの普及に関していえば、年間、下田市だけで550万円の削減ができる場合、1器当たり1万3,750円で作ることができれば、耐用年数5年間で踏まえまして年間400器の普及が可能でございます。年間550万円の予算を今後つけ、年間400器の普及をさせ、令和11年までに2,000世帯、4,000人がこのキューロに取り組むことを提案し、私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（中村 敦君） これをもって、13番 江田邦明君の一般質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、質問順位5番 1つ、「海」「山」「まち」「ひと」の課題について。

以上1件について、8番 楠山俊介君。

〔8番 楠山俊介君登壇〕

○8番（楠山俊介君） 清新会の楠山でございます。議長の通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問内容を海・山・まち・ひとに大別し、それぞれの課題に対し提案、要望を添えて質問とさせていただきます。

項目1として、海についてであります。海はこのまち、この下田市にとって宝であり、重要な観光資源、地域経済の要であります。世界一の海づくりを標榜し、海の魅力化、活用がまちの命運を握っております。そのキーワードは「海とその隣接地を一体としたビーチリゾート、通年型の海の活用、四季折々の海の魅力化」であります。

これに関しては、6月議会において土屋議員、岡崎議員の一般質問でも、通年の海の運営管理を含め、その重要さが問われていました。通年型の海の魅力化、その活用、そして数々ある海岸、海浜の事情を個性として、特色として、そこに適したソフト・ハードの整備が必

要であります。

体験やスポーツなど、主に体を動かして楽しむ活動としてのアクティビティ、多くの人を集めてビーチで行われるイベント、ビーチを訪れる人のために設置された、建物や設備を活用して提供されるサービスとしてのファシリティが必要であります。従来のビーチの活用の在り方にとらわれない新しい魅力を生み出していくことが必要であります。

これらの計画策定や具体的方策については、平成31年3月、観光庁から提示されたビーチの観光資源としての活用化に向けた、ナレッジ集を参考にして組み立てていくことを提案いたします。

では、具体的な整備に関しまして、地元吉佐美区に焦点を絞り質問をさせていただきます。

1、通年型の海の魅力化、活用に対し、その必要性、方向性をどのように認識されていますか。重要さを認識するのであれば、どのように推進していくのか、市民の皆様や対象地区の皆様にもどのように伝えていくのかをお知らせください。

2、海に隣接するスポーツ施設として最適と思われるもの、以前から市民の要望のもの、タイムリーであるものとして、スケートボードパークと3 X 3バスケットコート吉佐美グラウンド内のテニスコート跡地に設置すべきと思いますが、どのように考えていますか。

スケートボードパークは各所に幾つも設置するわけにはいかないと思います。では、下田市に第1号としてできることで、伊豆半島あるいは伊豆南部に初めてできた、この話題、効果は大きいと思います。機を逸しないようにすべきと思います。

3、通年型の海利用が増え、来訪者が増えることに伴い、トイレとシャワーの整備が必要になります。吉佐美区では、入田浜と多々戸浜には市営のトイレ、シャワーが設置されていますが、吉佐美大浜にはありません。現在設置されている区営の施設は老朽化や場所の不便さがあります。長年、市営のトイレ、シャワーの設置を要望しているところですが、整備計画をお知らせください。

一つ一つ順次整備を進めることで、市内全ての海の整備、その地に合った整備が進むことを望むものであります。

4、昨年12月議会において中村議員に質問いただいた事案ですが、吉佐美舞磯浜の道路と浜地に対する某ペンションの占用、あるいは違法かもしれない事案に対しまして、その後の解決に向けての進捗をお知らせください。

区民、住民、来訪者にとって違法と思われる状態は苦痛であり、解決は重大な関心事であります。このような事案は、放置することや長時間かけることにより既得権益的なものは

びこったり、ごね得になったりすることが起こりやすいものです。ぜひとも早い解決をお願いいたします。

次に項目2として、山についてであります。市内全域で有害鳥獣被害は深刻であり、その対策は重要な課題であります。

対策として、防護、すみ分け、捕獲を組み合わせることが必要であります。防護、捕獲については、それらの指導や対応、補助金等が担当課を中心に行われていることは評価することではありますが、なかなか効果が出ないところにこの問題の深さ、困難さがあります。

鳥獣被害軽減のために、防護や捕獲という目の前の対症療法をしっかりと行うことは絶対に必要ですが、同時にすみ分けという原因療法をしっかりとじっくりと行うことが必要であります。

里山整備を進め、里と山の間、人の住む場所と獣がすむ場所の間に緩衝体をつくること、野生鳥獣との共生環境、すみ分けをつくることが必要であります。

人間社会の事情、経済の事情により30年、40年をかけて荒廃させてしまった里山を、30年、40年かけて整備していく覚悟が必要であります。そのためには、しっかりとした計画とともに、具体的な一歩を進めることが必要であります。同時に、誰がやるの回答として、人材育成が必要でし、地域ぐるみでの対策が必要であります。これらにつきまして、当局のお考えをお知らせください。

次に項目3として、まちについてですが、下田市の経済活性、観光活性のためには、町なかのにぎわい、町なか観光、歩いて楽しい町なかづくりが必要であります。その再生のキーワードは「食」であると思います。食をテーマに、まちの魅力、まちの楽しさを発信していくことが必要です。

「食旅」という言葉があります。食が旅の目的になってきました。テレビ番組でも食をテーマの番組、旅番組が切れ目なく放送されています。元気がなくなってきた町なかには、食による楽しい話題をつくるべきと思います。

私もこれまで金目物語、きんめだる、下田地米酒「黎明」、開国紅茶、下田がんバル等、企画運営をしてきましたが、それらを発展充実するとともに、新たな仕掛けが必要であると思います。

行政の役割は、民間に活力があるときはその支援や調整が必要ですが、民間活力が弱ければ率先して先導していくことが必要です。今、どのような状況なのか、しっかりと判断をして、早く、より具体的に臨むべきと思います。当局のお考えをお知らせください。仕掛けの一つ

の提案として、下北沢のカレーフェスタを参考にすべきと思います。

最後に項目の4として、「ひと」についてであります。海、山、まちの課題解決には「ひと」が必要であります。この「ひと」の質と量が得られないために、物事が進んでいかない状況であります。この人の大きな手だてとして、地域おこし協力隊の募集、採用を積極的に多数行うべきと思います。

一人一人孤立した形でなく、複数の採用によりチームとして対応する体制をつくるべきと思います。また、6月議会一般質問において、浜岡議員から提案されました集落支援員制度の導入も積極的に検討すべきと思います。

各行政区の状況を把握すれば、集落支援員の必要な行政区が必ずあり、その課題解決を進める必要があります。地域おこし協力隊や集落支援員の積極的な導入について、考えをお知らせください。

以上、雑駁であります。趣旨質問といたしますので、当局の御回答をよろしくお願ひいたします。また、再質問等が終わりましたら、最後に総括として市長よりこれらの現状把握、今後の方針への思い、考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（中村 敦君） 当局の答弁を求めます。

観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） それでは、私のほうからは通年型の海の魅力化と活用の推進、吉佐美大浜の市営トイレ、シャワーの整備、食をテーマにした新たなイベントの開催やシステムの構築についてお答え申し上げます。

最初に、通年型の海の魅力化活用について。通年型の海のコンシェルジュ機能として、道の駅、開国下田みなとに総合窓口「シーもん」を設置しております。体験メニューの利用件数は、令和4年度で年間約2万件、1日当たり平均50件と高い水準で利用されております。

今後につきましては、世界一の海づくりプロジェクトや仮称サーフタウン構想においてビーチの魅力を伝えるために、サーフィン、ライフセービング等のスポーツ、フラダンス等の文化、自然観察・体験等の教育といった多面的な取組を進めてまいります。

続きまして、吉佐美大浜の市営のトイレ、シャワーの整備計画についてお答え申し上げます。

吉佐美大浜のトイレ、シャワー施設等につきましては、令和8年度に整備を行う予定となっておりますが、今後、地元区と協議して規模等を検討し、整備に向けて努力してまいりま

す。

続きまして、食をテーマにした新たなイベントの開催やシステムの構築についてお答え申し上げます。

食をテーマにしたイベントにつきましては、これまでもがんバルや赤いかキャンペーンなどを実施しております。さらに新たな取組としましては、令和4年1月14日に国交省みなどオアシス下田登録に伴い、下田市S e a級グルメとして下田市で水揚げされたカジキを使用した料理を開発し、現在ホームページやパンフレットなどによる普及促進を行っているところです。

来月の10月28、29日には、沼津市にて第14回S e a級グルメ全国大会が開催されるため、下田市からカジキのまご茶漬けを出店する予定となっております。

今後につきましても、関係課をはじめ下田市観光協会、下田商工会議所、下田料理飲食組合等の関係団体と連携し協議、検討してまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平川博巳君） 私からは、スケートボードパークと3 X 3バスケットコート吉佐美運動公園内のテニスコート跡地への設置ということについてお答えいたします。

吉佐美運動公園においては、少年野球を含めた軟式野球での利用と、グラウンドゴルフでの利用が主なものとなります。

議員御指摘のように、吉佐美運動公園の利活用については、テニスコート跡地の再整備を含め、必要な施設、設備、機能について検討してまいります。

市としてスポーツ合宿などの新たな取組も踏まえながら、スポーツ推進計画の策定に合わせてスポーツ施設の在り方についても検討してまいります。

以上です。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 私のほうからは、吉佐美舞磯浜の道路問題についてお答えします。

道路、市道下条線の課題解決には道路用地を明確にする必要がございます。平成18年度に作成した用地測量の資料がございまして、それを基に土地所有者、宿泊施設の所有者でございます、その方に境界確認等の協力依頼をしているところでございます。しかしながら、所有者に対し再三電話、訪問しておりますところですが、本人とはまだ会えない状況です。

訪問した際に、施設の従業員と会話することができたこともございまして、その際には所

有者の方に建設課のほうに電話をくださいとお願いしているところでございますが、まだ連絡が取れていない状況でございます。また、海岸空地につきましては、所管する下田土木事務所が口頭により、ビーチテラスや椅子などの撤去指導を行っておりますが、これも同様に相手方が応じないと聞いております。

これから市としましては、下田土木事務所と協議、連携し、県からもアドバイスをいただき、より実効性のある解決策を検討し今後も対応してまいります。

以上です。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） 私からは、2項目めの山についてということで、鳥獣被害対策としての里山整備による緩衝体づくり、地域ぐるみの対策についての御質問にお答えいたします。

鳥獣被害対策につきましては、防護柵の設置などの被害管理、捕獲や追い払いなどの個体管理、里山、人工林の整備や緩衝帯の設置などの生息地管理を総合的にバランスよく行っていくことが重要であると、農林水産省よりも示されております。

鳥獣の移動経路や潜み場となる森林等を整備し、見通しのよいエリア、緩衝帯をつくることは、人の生活圏に鳥獣を寄せつけない、近づかせない環境につながると言われています。

こうしたことから、緩衝帯ともなる里山の整備に向けて、現在行っている人工林の間伐事業と併せて、人の生活圏に近い里山の天然林についても間伐等の実施を検討してまいります。

また、地域ぐるみの対策としましては、一昨年度から南伊豆町との共同プロジェクトとして、鳥獣対策の専門家である「雅ねえ」こと井上雅央農学博士を招き、鳥獣対策における自助・共助の具体的な取組について勉強し、実験を展開しております。

井上氏は、国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構を退職後、島根県美郷町において、鳥獣対策からコミュニティーの復活、まちおこしを成し遂げ、今なお当地で活躍し続けるとともに、地域とともに鳥獣対策に真剣に取り組む自治体の支援に奔走されている方でございます。こうした方の御支援もいただきながら、自助・共助の推進を図っていきたくと考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） まず、ひとについての地域おこし協力隊でございます。

地域おこし協力隊につきましては、現在、下田市では4名の隊員が活動を行っております。

隊員の受入れに当たりましては、行政及び受入れ地域等が、地域おこし協力隊の趣旨、目的をしっかりと理解をした上で、必要とする隊員について計画的に採用していくことが必要と考えております。

また、任命した隊員が地域協力活動を円滑に進めるとともに、任期後の定住・定着につなげていくために、隊員を業務面、生活面の両面からサポートする必要がございます。このため、本年度新たに活動支援、企業研修、日常生活のサポートを行う地域おこし協力隊サポート事業を立ち上げたところであり、また地域おこし協力隊の隊員同士の連携を深めるために、全隊員を集め、また関係課が集まりまして活動報告会、連絡会を2か月に一度開催し、情報交換、意見交換ということで行っているところでございます。

また、集落支援員制度につきましては、当市ではこれまで地縁に基づく区を中心としたコミュニティ活動が維持をされ、行政協力員等の市との連携も確保されておりましたが、近年人口減少、少子高齢化、隣組加入率の低下等の進行により、地域コミュニティの弱体化が課題となり、区長会の会合等でも今後、将来に向けた地区の維持に対する不安の声が高まっているのが実情でございます。

したがいまして、現行の区制度との調整、地域のニーズの把握、人材の確保等の課題について整理するとともに、行政の支援体制の整備を進めつつ、集落支援員制度の導入について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 8番 楠山俊介君。

○8番（楠山俊介君） まずは御回答ありがとうございます。詳しく回答していただければ、時間も本当に足りないぐらいの内容だとは思いますが、簡単に回答いただければ、このレベルかなとは思いますが。

しかしまずは、皆さんは私のこの質問に対して、その重要性とかいうことは十分理解されていると思います。それでこの質問を機に、ぜひとも優先順位、プライオリティーを上げていただきたいということで質問をしましたので、くどくど内容に関して質問はしませんが、そのプライオリティーを上げていただくために、少しこれらのことに関して補足として私の提案や考えを述べさせていただきますので、リラックスしてしっかりと聞いて、検討というものはやるための検討であり、やらないための方便ではないと、変えていただきたいと思っております。

まず、海についてであります。海をそのようにこれからは新しい発想、これまでの考え

ではなく変えていかなければならない。今年もテーマになりましたが、海水浴客の減少というのがあって、これがなぜなのかというようなことが問われるわけですが、一般的には天候が、海の状況がということがありますが、そうではないんだとってスタートしたのが、宮崎県の青島ビーチパークの発想でありました。

この青島ビーチパークの資料というのを私は提示してはおりませんが、担当のほうはしっかり分かっていると思いますが、これを下田の海の活用の一つの、これは全部の海の活用には一致しませんけれど、特に吉佐美大浜の活用等には一致すると思いますので、ぜひとも参考にしていっていただきたい。

このとき、この青島ビーチパークの総括ディレクターの方の言葉で、「まずは10年ぐらい前までは大島は20万人ほどの海水浴客が来た、それが年々減って行って数万人になってしまった」なぜなんだといったときに、彼の分析は、「世の中がレジャーの多様化をしましたよという分析だが、それではないんだ」ということの中で、「海というものの生かし方、あるいは迎え方、活用の仕方が、我々地元が間違っていたんだというようなことの中でスタートした」と。

それで彼の言葉を借りますと、「人は海水浴が目的なのではなくて、海そのもの、そこで過ごす時間を求めに来ているんだ」と。あるいは「海水浴場や海の家は夏の泳げる期間だけのことをいうが、海のある暮らしは年中すてきなもので、春や秋、冬にもその季節に応じた付き合い方がある」と、「そんな多様性のあるビーチスタイル、それらのハブになるコミュニティの創出が真の目的である」というようなことを言っておりますので、ぜひともそこから下田の海づくりもスタートいただきたいと思います。

それからこの青島ビーチパークの中に青島ビーチセンターというのがあります。これは渚の交番ということで、日本で最初にできたところだそうです。これは日本財団のプロジェクトの中で、海と安全と自然を守り、魅力を伝えるプロジェクトというようなことでの拠点づくりで、10割補助のものです。静岡県内には2か所あります。この渚の交番というシステムは伊豆半島にはありませんので、ぜひとも下田の海につくりたいということは前々からあったプランであります。以前、県のほうからも提案があったのを市のほうと上手に話が進まないで断られたというような経緯があるとも聞いてますが、もう一度、この海の大事な伊豆半島に1か所は少なくともつくりたいと、その1か所は下田であるというような気概を持って、渚の交番の導入をお願いしたいと思います。

それから海岸の事情を個性に生かすということですが、例えば外浦海岸は本当に内浦で静

かなところでは、これが下田市のほうからも話題で先ほども出ましたが、ユニバーサルビーチというようなことで、障害者、ハンディキャップの方々も海に本当に親しめるような環境、そういうシステムをつくろうということで実験がスタートしているようですが、ぜひとも下田の一つの海の表現として進めていただきたい。

また鍋田、大浦海岸のほうも静かで磯がありますので、シュノーケリングやサップというようなことのできる適地であります。しかしこの地域には駐車場がないということのために、海水浴客と観光客を取り込むことがなかなか難しい状況で、そしてさっきも言いましたが、ワーケーションの施設があるんですから、そのワーケーションの施設とこのマリンスポーツを合体した形の施設を進めることで、あそこの持っている海の魅力を生かしたらいかがかと思います。

その中で、吉佐美大浜に関しましては広い駐車場、それから隣に吉佐美グラウンドがあり、ライフセーバーのハウスもありというようなことで、この全体、また後背地にはペンションや飲食店も多くありますので、そういう意味でこのエリアを青島マリンパーク等を参考にしながら、新しい海の使い方の第1号に整備していただければと思います。

その中で、先ほど言いましたが、吉佐美グラウンド内にスケボーパークということをお願いして、それでここは中でも新聞を見ますと、伊東で署名運動があったとか、あるいは浜松のほうで造るための計画や予算をつけたとか、いろんな話題が出ています。このスケボーパークは、かなりもう10年以上前から要望もありますし、下田市としてはどこに造ろうということいろいろ考えた状況もありますので、ぜひともこのタイミングを狙って、いち早く造るといふ、この話題性というのは大切にして進めていただきたいと、そう思います。

それで吉佐美のグラウンドに関しましては、昨日の大西さんの質問にもありましたが、秋山選手が自主トレできるようなグラウンドにということでも有名にもなりますし、そしてスケボーに関しましては、オリンピックの種目として本当になじまれるようになり、またバスケットに関しましても、今度はパリオリンピックに出場できるというような話題にもなっております。そしてまたそこに、今度はレンタサイクルのそういうセンター等が入ってくれば、伊豆のレガシーとしての伊豆半島の自転車のまちづくり等の拠点にもなると思いますので、そういう機を逸しないような政策を進めていただきたいと思います。

次に、トイレとシャワーの整備ですが、これは各浜にそれぞれ必要ですので、ぜひとも順次進めていただきたいと思います。

それから舞磯浜の問題に関しましては、もう一言、早期解決しかないとありますので、相

手の事情が優先ではありませんので、ぜひとも積極的に解決に向けて動いていただきたいと思います。

それで山についてであります、なかなか難題だということの中で、この対策の3本柱を上手にやっていくことですが、緩衝帯をつくるという施策に関しては、言うはやすし、やるは難しのところがありますけれど、しかし始めないとできません。

それで南伊豆のほうもそういう施策をつくってやっているが、なかなか一件も進んでないというような話も聞きますが、しかしそういう施策を進めることで、解決に向けてということでもありますので、ぜひともお願いします。

その中で気になった数字がありますが、この捕獲の場合、猟銃の取得の支援をされていますがこのときに、令和3年のときには12件の要望がありながら、令和4年のときには1件になってしまった。それから侵入防止のための柵の補助金が、令和3年のときには33件、しかし令和4年のときには20件と減っていると。この原因は、やる必要がなくなったのではなく、多分それをやる人の人材が不足してきた。高齢化し、そして耕作放棄地も増えというような中で、人ができなくなってきたという現象じゃなかろうかと思っておりますので、その辺をしっかりと意識していただきたいと思います。

次に、まちについてであります、新しい食の話題をつくっていただきたいと思いますという中で、下北沢のカレーフェスティバルというのを出しましたけれど、なぜこれを出したかという、一つの言い方だとこれは庶民グルメツーリズムというような言い方をしますが、あるものを上手に生かして形にしていくという一つの事例です。

食をイベント化し、あるいは話題化するために歴史だとか物語だとか、食材だとかいろいろな要件がありますが、ないものをつくるには時間がかかりますし、あるものを探すのにも時間がかかります。そういう意味であります、今あるものを上手にして使うというには、必要なやり方かなと思います。

最後に、ひとについてであります、地域おこし協力隊、集落支援員、この人の問題の中で本当に解決策であろうと思っておりますので、積極的に考えていただきたいと思います。

その中で、地域おこし協力隊の採用ということで、現在6,500名ほどが採用されて、先ほど下田市が今4名ということですが、日本の中で多いところは北海道の東川町が64名という数字があります。それでこの東川町というのは、写真の町、あるいは写真甲子園というようなこと、そして移住者が多くて人口が増えている。それから関係人口を大切に、市長のキャッチフレーズでもあります、「つなぐ」という、そのテーマを本当に施策に生か

しているというようなまちのようです。

それでこれらが、この地域おこし協力隊の人数が多いということと、まちづくりがいろいろなアイデアを發揮し、上手にいつてるということとイコールなのかということを考えますが、多分イコールではなかろうかと思います。

その一つの話として、これは偶然だったんですが、今度、産業厚生委員会で兵庫県の豊岡市のほうに視察研修に行くことに予定をされています。この豊岡市が50名ということで、全国で第5位の地域おこし協力隊の採用人数になっています。ぜひとも委員会のほうでの視察研修の折には、この地域おこし協力隊の迎え方、使い方、関わり方、そういうものと、そのまちのまちづくりとの関連性、そしてその有効性等を勉強してきたいなと思いますので、また帰りましたらいろいろ皆さんに提示できればと思います。

以上、長々と話しましたが、これらを参考にして、ぜひともそれぞれの施策を進めていただきながら、早く優先順位を上げて具体的な一歩を進めていただきたいと思います。

では最後に、市長のほうからこれらの問題に関しましての現状把握、そして今後の方針、お考えをお聞かせいただいて質問を終わりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） チャレンジングな市長として4年間、様々な事業に取り組んで、具体的には、当時オリンピックのときにきんめだるというアイデアで下田を全国にアピールしてくれた、そういう私の敬愛する大先輩でございますので、私はちょっと恐縮してしまいますけれども、勇気を奮ってお答え申し上げます。

まず、海を多面的・多角的に捉えることについては、私も全く同意見でございます。ビーチという捉え方、マリンという捉え方、オーシャンという捉え方、ポートという捉え方、そのほかにもあると思います。

ビーチ、例えば泳いだり海水浴をしたり、サーフィンをしたりライフセービングの大会をやったり、あるいはダイビング、シュノーケリング、そしてただリラックスをして海を眺めるというこういうビーチ、それからマリンとしては、例えばカジキ釣り大会でクルーザーが集まったりヨットレースが行われたり、オーシャンという考えでいけば漁業をやったり、ポートという考えでいけば港づくり、港町としての様々な機能を最大化する。産業あるいはフィッシャーマンズワーフといった、そういった空間整備を行う。そのほか自然学習みたいな子供たちのこの自然体験合宿みたいなこととか、様々な側面で海というものは、私たちは戦

略的に活用することが重要だと思います。

さらに海だけではなくて山も、それからまちも全てやっぱり大切でございまして、これらに通じる概念としてグローバル、つまりグローバルでもあるんだけどもグローバルである。だからここには黒船が来たわけですけども、その国際性と地域特性、この両方を磨くということは重要であろうかと思っております。

ひと、というのはこの中でちょっと特異な特別なもので、さすが市長をなさった方だなと今聞いておりました。先ほどのお話は達見だと思います。これに私の意見もちょっと付け加えたいと思います。

若者、よそ者、ばか者という言葉が、以前いろいろなところで皆さんのほうに、もう既に人口に膾炙していると思いますけれども、実は私はこれも大切でしょうけれども、その反対の今ここに暮らす地元の人で、知恵の輪と、そして分別のある大人、こういう人たちも重要であろうと思います。

ですから市民の皆さん、私たちこの役所で働いている人間、こうした我々側、下田側の人間もしっかりと意識を啓発し、あるいはその役所の人間も育てる、あるいは若手の次の世代の人たちを育てるということが大事であろうと私は考えまして、これに力を注いできたところでございます。

金を残して死ぬのは下の下だとか言った人は確かにいまして、名を残すというのも大したことではないと、人を残すことこそが大事だということを言った方がいらっしゃいました。

100年前の関東大震災の後に、復興をリードした後藤新平という方が、たしかそれに似たことをおっしゃっていたと思います。それを今私は引用をさせていただきましたが、人を残すためには、やっぱり私たちはチャレンジをしなければならない。チャレンジをしながら鍛えていくしかないと思っています。

先ほど楠山議員がおっしゃったとおり、きちんと襟を正しながらも一步踏み出す勇気を持って、こうしたことをこれからも市長として頑張ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） これをもって、8番 楠山俊介君の一般質問を終わります。

ここで、13時0分まで休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位6番、1つ、現在の教育環境について。

以上1件について、1番 柏谷祐也君。

〔1番 柏谷祐也君登壇〕

○1番（柏谷祐也君） 1番、清新会、柏谷でございます。議長の通告に従い、順次、趣旨質問をさせていただきます。

現在の教育環境について、1つ、学校施設について伺います。

学校は何十年も前に建設された建物であり、予算にも限りがあるため、近年の環境の変化や老朽化など、様々な観点から現在の環境に適した建物にアップデートしていくことは困難かと思われまます。

子供たちの現場、学校生活を安全で快適なものとするためにも、教育環境の改善点等を質問いたします。

施設の老朽化等、深刻な不具合については、当局の皆様は御存じだと思いますが、足りない予算の中であれこれ工夫をしながらやりくりし、苦勞していることもよく存じております。この夏には、一部校舎の雨漏り修繕、トイレの洋式化、浄水器の設置、ガス配管の新設など進展もあり、教職員もとても感謝していました。しかし、子供たちの現場にはまだまだ改善点がたくさんございまして、その一部をお話いたします。

今年の7月に、下田子育て支援ネットワークによるイベントが小学校の体育館で行われました。視察、ボランティアとして参加させていただき、その日の体育館は室温も高く、外気を取り込もうと換気のため2階の窓を開けようとした際、大半の窓が開かない現状でした。そのような暑さの中、スタッフの皆様が来場者に熱中症を心配し、対策として水分補給の声かけや水分の提供などを行っていました。

環境省、文部科学省の学校における熱中症対策ガイドラインの作成の手引きによりますと、暑さ指数31度以上の場合には、特別な場合以外は運動を中止する。特に子供の場合には中止すべきと記載されております。

そのような状況下、学校の老朽などのお話を市民から伺い、7つの学校を視察させていただきました。その際の校舎等状況を写真資料として配付しておりますので御確認ください。

各校の老朽化は進み、校舎内の床や壁、天井等の老朽化が目立ち、教職員が雨漏りをバケツで対応したりと老朽箇所を応急処置しておりました。また、備品等の劣化、校舎内備品に

よる危険な箇所や学校敷地外においても、国道から学校敷地の接道する校舎までの道がクラックから地盤沈下により足元が悪く、また急勾配であるため転倒事故がある。そういった様々な問題点がございます。

また、6月の定例会の一般質問の際、土屋議員より御指摘がございました、特別教室へのエアコン設置の件ですが、現場を確認し教職員のお話を伺った際、例えば音楽室では室温が高く授業ができないため、子供たちが教室にキーボードを運んで授業を行うなど、特別教室が使用できない日もございます。理科室を利用して家庭科の被服の事業として使用、図書室を調べもの学習で使用、会合で使用など、その他特別教室におきましても、各学校それぞれの教室において使用頻度が多い教室がございます。教室の方角によっては日差しが強く室温が高温になる。また、日差しが入らず湿度が高く、カビ臭い教室もございます。

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす施設であり、このような環境を改善いただきたく存じます。

特に、エアコン設置について、現場や教職員とのお話で、早急な改善を行うべきと思われる箇所につきましては、配膳室でございます。配膳室は、給食センター等から納品された給食が提供時まで保管されております。1階ということもあり、入り口は不審者対策のため鍵を施錠しており、密室の状態です。湿度も高く、室温も40度近い中、1時間半から2時間ぐらいの間、職員が保管されております。

静岡県賀茂健康福祉センター、賀茂保健所衛生業務課担当者に確認した際、調理終了後、提供までに病原菌の増殖を制御するために、10度以下または65度以上で管理することが必要であるとの回答でした。このことにつきましても、資料最終ページに書いてありますので御確認ください。

果たして年々気温が上昇していく中、現状のままの配膳室はいかがなものでしょうか。対応すべきある課題だと私は考えております。各学校によって、学校内での危険度も認識も違うため、他の学校教職員同士の情報共有及び現場によるリスクマネジメントを推進してみたいかがでしょうか。

2つ目に、デジタル教材について質問いたします。

全国的にICT活用を推奨している中、一部学校におきましては電子黒板が足りておりません。限られた予算の中から液晶モニターを購入など、当局にできるだけ対応していただけていると教職員からお話を伺っております。

しかし、各学校における電子黒板や、その他機器に関しましても年数が古く、劣化や故障

等が起こっている状況です。また、教職員の方々からは、電子黒板は教科書等をデータにして落とし込み使用するため、違う学年で使用する際の準備などが大変であるので、各学年に1つは電子黒板を用意していただきたい。また、教科書が電子黒板上で大きく映し出され、そのモニターを見ながら児童生徒とコミュニケーションを図り、黒板にタッチペンで書き込むことができ、授業としてもとても説明しやすいと伺いました。

今後も次々に新しい教材が出てくる中、そのたびに購入といたしましても、とても高価なものであり対応は難しいのではないのでしょうか。今後も踏まえ、この先、リース等を御検討したらいかがでしょうか。初期費用も抑えられ、毎月定額の支出等、平準化でき、コスト削減につながり、購入と比較して設備の入替えがしやすいと考えます。

学校の設備、機器につきましては、そもそも計画的に定期的な更新をすべきものであり、完全に壊れるまでだましまし使っている現場の負担を軽減すべきです。定期的な更新と、壊れたものは速やかに更新することを求めます。

3つ目に、複式学級について質問いたします。

現在、稲梓小学校、大賀茂小学校の2校が複式学級を行っております。

決められた県教職員の配置の中で授業を行うことが難しいため、現在、当局の予算の中から臨時講師を配置いただき、熱心な指導の下、保護者の心配されておりました学力低下にも至らず、授業が行えているとのことをお話を伺いました。

今後の心配といたしましては、年々複式学級が増えていく中で、現在の教職員の配置では一人一人に応じたきめ細やかな指導は難しいと伺っております。今後の臨時講師の配置についても検討していただきたいと考えます。

以上、3点につきまして当局の御回答をよろしく願いいたします。これで趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦君） 当局の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山田貞己君） まず、市内の学校をそれぞれ回られて、現状を知っていただいたことに感謝申し上げます。

私のほうからは複式学級についてお話し申し上げたいと思います。柏谷議員の御指摘のとおり、現在、下田市は大賀茂小学校と、それから稲梓小学校の2校で複式学級があります。少子化の現状から、今後さらに厳しい状況になるということは予想されます。

国の学級編制基準がありますので、県の緩和措置を受けて講師を配置してもらっておりま

すけれども、市の単独措置で本年度も新たに臨時講師を配置し、複式の学級を解消するという対応を図っております。

子供にとっては複式学級もよい面もあるんですが、そうでない面も確かにあります。それで教職員の負担軽減ということもありますので、今後も必要に応じて臨時講師を配置し、望ましい教育環境の保持に努めてまいります。

私からは以上です。細かな点については課長のほうから申し上げます。

○議長（中村 敦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木雅昭君） それでは、私からは学校施設の関係と、デジタル教材の関係の御質問にお答え申し上げます。

まず、学校施設の関係でございますが、議員御指摘のとおり校舎の老朽化に伴います施設面での課題につきましては、学校並びに保守業者との情報交換を行いまして、優先的に対処すべき部分から順次、修繕を進めておるところでございます。

今年度に入りまして、朝日小学校、大賀茂小学校、白浜小学校の雨漏り修繕のほか、稲生沢小学校の家庭科室の水道管の修繕、朝日小学校の外壁修繕等、37件の修繕を既に実施しておりまして、今回9月の補正予算におきましても追加で修繕料を計上させていただいているところでございます。

議員に御指摘いただいた箇所も含めまして、さらに学校現場とも協議し、優先的に対処すべき箇所を精査しながら、施設の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、配膳室や特別教室へのエアコンの設置に関してでございますが、配膳室へのエアコンの整備状況でございますが、7つの小学校のうち3つの小学校の配膳室にエアコンが現在のところ整備をされております。このうち稲生沢小学校には本年度、配膳室にエアコンの整備を行ったところでございます。

6月定例会におきまして土屋議員より御指摘いただきました、特別教室へのエアコン設置と併せまして、こちらも学校現場等と相談しながら、国庫補助金等を活用しながら今後も整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、給食の食材の保管状況についてでございますが、給食センターにて調理される給食につきましては、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルや、文部科学省の学校給食衛生管理基準にのっとりまして、調理後速やかに保温食缶等に移し保存することにより、適切な温度に保たれております。

しかしながら主食、いわゆる麺類ですとか御飯類になりますけれども、これらに関しまし

ては業者による納品のため、各校への到着時間にばらつきがありまして、配送順路の初めに納品のある学校におきましては、2時間程度保管されている場合があるところでございます。

大量調理施設衛生管理マニュアルにおきましては、調理後2時間以内の喫食に努めることとなっております。納品時間と到着時間の調整について業者との相談も必要かと考えておるところでございます。

次に、学校職員同士の情報共有、リスクマネジメントについてということでございますが、現在、各学校の教職員同士の情報共有につきましては、個人レベルより学校レベルの連携のほうが適切かつ有効であると考えておりますので、まずはその仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えてございます。

次に、デジタル教材の関係でございますけれども、電子黒板の整備方針に関しまして、現在各学校への電子黒板の配置状況でございますが、小学校7校に43台、中学校に15台配置しております。おおむね1クラスに1台配置をしているところでございますが、OSのバージョンアップや各アプリのバージョンアップに対応することが求められております。

新年度予算に向けまして、日々進化するICTを活用した教育現場に対応できるよう、計画的な更新に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 1番 柏谷祐也君。

○1番（柏谷祐也君） 御回答ありがとうございます。学校施設の修繕の件につきましては、学校健康安全法第27条によると、学校においては児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活、その他、日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他、学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

これに対し、全てにおいて改善は難しいと思いますが、学校施設の役割は児童生徒の学習生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であり、充実した教育活動を存分に展開できる、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を整えた、安全・安心なものでなければなりません。

点検すべき対象をいま一度把握し、通常の使い方に加え、児童生徒等の目線や多様な行動等も配慮し、安全点検を行うことが重要だと思います。現場の教職員等と密に御協議いただき、適切な情報共有及び児童生徒が安全に快適な教育環境で臨めるよう、今後も優先すべき

箇所から修繕計画をお願いいたします。

次に、複式学級につきましては、教職員からしましても単式学級とは異なり、2学年分のカリキュラムを組むことになることから、学習指導上の負担が増えるということも想定されております。

このような状況から、子供たちが集団活動や友達との関わりを通じてお互いが学び合う、助け合う、励まし合う、喜び合うなど多様な経験ができるよう、学校の一定規模の補助をしていくことが重要になってまいります。

今後とも児童生徒数の減少が予想される中、各学校、児童生徒数の推移を把握しながら、臨時講師の導入について検討をお願いいたします。

ここから2点ほど再質問させていただきます。

1つ目、配膳室について。7小学校中、3小学校配膳室にエアコンが整備され、残りの4校は未整備と伺いましたが、賀茂保健所からは配膳室の衛生管理に努めることとしまして、換気などが挙げられております。

空調がない配膳室での夏季の暑い日が続く中、あえ物やサラダ等を保冷食缶や蓄冷剤で、温度が10度以下に果たして保たれるのでしょうか。また、冬季には保温食缶の食品温度は65度以上に保たれているのでしょうか。

特に、夏季の暑い密室の中、病原菌の増殖、食中毒の原因になるのではないかと心配の声も聞いております。学校給食受配校において、あらかじめ責任者を定めて児童生徒の摂食開始時間30分前までに検食を行っているため、見た目、匂いなど未然に食中毒を防ぐことができるかもしれませんが、もう一度よく配膳室を御確認のほどよろしくをお願いいたします。

2つ目、電子黒板についてですが、小学校7校に43台、中学校に15台の配置、おおむね1学年に1台配置と伺いましたが、不具合、故障などの台数はどれぐらいなのでしょう。また、その不具合、故障に対し、各学年、児童生徒への授業への影響、教職員への負担などはございませんでしょうか。ありましたら、その対応と方法についてお尋ねいたします。

○議長（中村 敦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木雅昭君） それでは、まず1点目の空調のない配膳室の温度管理は適切かということでございますけれども、あえ物等の低温に保つ必要のあるものに関しましては、野菜を加熱後、真空冷却機にて急速に冷却いたしまして、食缶投入時に温度を計測いたしまして、10度以下であるということを確認をしております。

これを直ちに配送できない場合には、食缶ごとに冷蔵庫で保管をし、配送直前まで冷却を

行うということで対応しておるところでございます。

逆に、温かい汁物等でございますが、これらに関しては90度以上で食缶に投入をいたしまして、到着時まで温度を保てるようにしており、給食センターより配食される給食につきましては、学校で受け取り後、直ちに各クラスへの配膳準備を行うことになっておりますので、規定の温度は逸脱していないと考えておりますけれども、今後も配膳室の状況を含め、給食の衛生管理を適切に行うよう努めてまいりたいと考えております。

次に、電子黒板の不具合、故障の台数、またそれによる児童生徒への影響はというようなことでございますけれども、現在配置されている電子黒板につきましては、故障によって使えないといったものはございません。

ただ、令和2年度以前に購入いたしました32台につきましては、一定の対応が必要な状況となっております。その対応の内容でございますが、1つはiPadと電子黒板のミラーリングができなくなるという事象でございます。これに関しましては、ミラーリングを行うためのアプリをバージョンアップしないで使うといったことで対応をお願いしているところでございます。

2つ目といたしましては、接続するパソコンのOS、オペレーションシステムがウィンドウズ7以降のものでありますと、電子黒板のタッチパネルが使えないといったことになろうかと思っております。

電子黒板に内蔵されておりますタッチパネル機能が、平成26年当時のウィンドウズ7の仕様となっておりますため、今更新ができない状況となっております。こちらに関しましては、教育委員会に保管をしておりますウィンドウズ7のパソコンを貸し出して、対応をお願いしている状況でございます。

教育委員会からこうして貸与したパソコンに、授業で使用するデータを移す必要があったりですとか、タッチパネルが使えない場合は、単なるモニターとしての利用となってしまいますため、先生方のイメージどおりの授業ができないことが懸念されるところでございます。電子黒板等、ICT機器につきましては、今後リース導入の検討も進めまして、日々進化する機器に対応できる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 1番 柏谷祐也君。

○1番（柏谷祐也君） ありがとうございます。先ほどの給食の配送、保管の話ですが、温度管理の安全性についてもよく理解ができました。

ただ、配送時間にやはり一部遅れなどのある等の声も聞いております。児童生徒の安全、すなわち食中毒等、生命に関わる問題ですので、今後とも配送時間、温度管理、配膳室の状況等、給食の衛生管理の徹底をよろしく願いいたします。

次に、電子黒板の件ですが、バージョンアップができない、タッチパネルが使えないなど、何かしらの対応が必要なものが半分以上、そのような電子黒板を使用し、各学校における児童生徒の学習の仕方、教職員の学習指導の在り方等、違ってくるのではないのでしょうか。早い段階での日々進化していくICTを活用した教育現場に、順次対応できるようお願いいたします。

また、一部学校の最近の保護者へのお便りをちょっと見せてもらったんですが、漢字ドリル等の教材に、今はQRコード等が載っております。そういったQRコードを使い、今後はデジタル教材を使った宿題もこれから出していきます。学校のタブレットが貸し出されるまでには、まだまだ時間がかかると思いますが、御家庭でもできますのでやってみてくださいという文章もございました。

そういったタブレットのことなんですが、各家庭におきましてもタブレット等がない家庭など、格差がございます。教材等も日々進化して、当局も対応が大変かと思いますが、今後とも子供たちが平等な教育環境で学べる学習支援をよろしく願いいたします。

現在の教育環境について、以上で終わります。

○議長（中村 敦君） これをもって、1番 柏谷祐也君の一般質問を終わります。

次は、質問順位7番 1つ、海水浴シーズンの実態と海水浴場の健全かつ安全な運営のために、2つ、広域ごみ処理計画の中止を求めて、3つ、新庁舎建設について。

以上3件について、12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信君でございます。ただいま議長より御紹介いただきました。順次、趣旨質問をさせていただきます。

まず、海水浴シーズンの実態と海水浴場の健全かつ安全な運営のためについてでございますが、新型コロナ明けにもかかわらず、日帰り宿泊は振るわず、来遊客数は前年を上回ると、9月5日の伊豆新聞をお手元の資料の2番目に大きく添付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思っております。

この報道をどのようにお考えになっているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

令和2年度からこの4年度にかけて、新型コロナの対策、白浜大浜海水浴場では大浜

に見合ったお客さんの数があるとの考えをしてきたと、こう言えるのではないかと思うわけであります。イタリアのローマや、あるいは京都でも過剰な観光客、いわゆるオーバーツーリズムによります地域住民の生活や自然環境の破壊、犯罪の増加などは避けなければならないと思うところであります。

本年は白浜大浜で、この新聞にありますように11万8,205人、これを45日で割りますと、1日平均約2,627人ですから、そういう意味では1日5,000人から、いわゆる22万5,000人ほどの状況を目指すべきだと、施設の規模としてはあるのではないかと思うわけであります。

しかし、下田の実態を見ますと、波が荒れ遊泳禁止となったときの外浦や、あるいは鍋田海岸は、まさに混雑し過ぎていると、こういうことも言えるのではないかと思うわけであります。

その一方、吉佐美大浜海水浴場は、広い浜辺と駐車場があるにもかかわらず、1万1,405人だと。1日に245人平均で、実績だというわけであります。多々戸2万6,388人の場合の、少なくとも5万3,000人以上の方を受け入れることのできる浜地であると思われたいわけであります。

どうしてこのような実態になっているのか、まさに白浜大浜にはトイレやシャワーの、この海水浴場としての基本的な施設が十分に整えられていないということが言えるのではないかと思うわけであります。また、海水浴場同士の情報提供が必要ではないかと思うわけであります。

せっかく下田の海に来ていただいたにもかかわらず、海に入れず、遊泳禁止だと、こういうようなことがないように、台風であれば致し方ございませんが、そのようなサービス提供が必要ではないかと思うわけであります。

また、海水浴場で10.4%の増、あるいは伊豆急の下田駅の降車人員が15%の増であると、下田海中水族館は台風が大きく影響し、勢いを感じずという表現となっているところがございますが、この間、皆さんは給料が上がらない、上がらないままで大変な物価高が押し寄せてまいっているかと思うわけであります。

ガソリン1リットル186円50銭を超えるような、190円台になっているところもあるのではないのでしょうか。このような中で、やはり全体を把握していくという観点から申しますと、自家用車によりますこの下田海水浴、夏のシーズンでの入り込み調査や、また外国人の方の来遊客数をきっちり把握をしていく必要があるのではないのでしょうか。これらの点が、どのような調査がされているのかされていないのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

次に、海水浴場の健全かつ安全な運営のために、白浜大浜海水浴場の暴力団等違法営業業者排除対策についてお尋ねをしたいと思うわけでございます。

まず、下田市夏期海岸対策協議会の暴力団等排除部会の活動と実績についてお尋ねをしたいと思いますが、お手元の資料の写真を御覧ください。

佐々木清和氏が撮影されました、8月5日あるいは8月26日の違法業者の実態がここで写真上、明らかにされているわけであります。写真24、朝方かと思いますが、軽トラから浜に違法なベッドやパラソルを持ち込んでいるところが撮影されております。そして皆さん、さらにめくって裏を見ていただきますと、道路上のこの横断歩道のところで、いわゆる勧誘する違法状態が映されているわけであります。このそばには警察官も立っております。そしてこの違法業者の先ほどの前には、ボンズの職員も立っているけど、ただ見ているだけという、この違法行為をやめさせるという行動に一人も出ていないと、私はこの写真から推測をするわけであります。

パラソルやサマーベッド等の浜への違法持込みを阻止することが必要ではないかと思いますが、どのようにお考えなのか。そしてこのような違法行為を阻止することがどうしてできないのか、その体制をつくるために当局に、市長に努力を求めたいと思うわけであります。

原田区第9組の要望事項、令和4年はどのように実現されたのでしょうか。前回の6月議会でも質問をいたしました、警備会社ボンズと職員、警察によります浜での違法行為をどうして取り締まれないのか、そして違法業者に指示文書を幾つ出したのかと、そしてその違法業者にやめろという指示や通知文書がどのように出されているのか、お尋ねをしたいと。

海水浴場の管理に必要な専門人材、救助、警備、啓蒙活動のできるようなプロを育成してほしいと、こう前回の6月でも申し述べてきたところでございます。なかなか人材育成は困難かもしれませんが、ぜひ取り組んでいただきたい。また、白浜全区の住民の生活権を守る条例の制定、いわゆるアルコール禁止区域や花火の禁止時間、入れ墨の露出禁止、海岸植物の再生など、今の海水浴場条例では規定がされていない、生活習慣や白浜、原田の環境を、生活環境をきっちり守っていくことのできる、そういう条例の制定が必要ではないのでしょうか。

次に、SOMAの活動についてでございます。

一般社団法人白浜OCEAN管理機構の活動について、下田市の夏期海岸対策協議会白浜支部、白浜原田支部である、このように当局は言っているわけでありますが、元教育長の佐々木さんや酒井さんが理事となり、そして原田区の区長さん、あるいは観光協会長さんが

幹事になっている。しかし、その設立総会の中では、原田区や観光協会を代表するものではない、個人として監査委員に参加してるんだと、このように私は理解しておりますが、そうではないのかと。原田区及び観光協会として、SOMAというこの組織に参加しているのかと、一般社団法人は、それはまさに誰でも2人以上の理事があれば設立することのできる団体ではないでしょうか。

海水浴のこのSOMAの対策は、市から派遣されたライフセーバーが当たり、海水浴場内でのこのアナウンス、あるいはごみ処理等に当たってはいかがでしょうかと思うわけであります。そして収益事業としてジュースやビールの販売、テントやベッド等、レンタル収益事業が主な収益事業の取組になっていようかと思うわけであります。まさに違法業者とこのSOMAが、同じ浜の中で同じような仕事を競合しているという実態になっているわけであります。

SOMAは浜の海水浴場の管理をする団体であって、この違法業者を取り締まる団体ではございません。取り締まるのは、今の法体系、条例では下田市が行うということになっているわけであります。

そして下田市は、下田警察署や海上保安庁と協力をし、あるいはボングの職員を雇って対応しているんだと。この点は評価をするところではございますが、住民が期待しているような取締りをきっちりと整備をしていくという姿勢が、職員の中にもまだ残念ながら見られないと言わざるを得ないと思うわけであります。

6月の副市長の答弁をいただきました。21日の答弁ですが、今後の海水浴場の無許可営業や反社会的組織への対策として、観光客向けの啓発書類を公共交通機関に掲示し、警察の連携パトロール体制を強化することを明言いただきました。警察署長ともパトロールされたと報告を受けておりますが、詳しく御説明いただきたい。

それから、無許可業者ではございません、違法業者でございます。今の海水浴場条例において、浜地で営業することは認めていないわけであります。申請を出せば、それを受け付けるという法体系にはなっておりません。やってはいけないということになっているわけであります。

ただし書があって、海水浴場を管理する団体、いわゆる夏期対の原田支部が浜の管理に必要であれば収益事業を行っていいんだと、こういう体制になっているわけであります。

余談でございますが、この資料を出すに当たりまして、違法業者のこの佐々木さんの表示を違法ではなく、先ほど言いましたような、この無許可業者と表現を変えろと、こういう指示を議長からいただきましたけれども、まさにとんでもない見解と私は考えるところでござ

います。やってはいけない違法な行為をきっちりと取り締まる、無理が通れば道理が皆さん引っ込んでしまうという現状に、残念ながらなっているのではないのでしょうか。

次に、広域ごみ処理計画の中止を求めてを説明いたします。

令和5年3月30日に配布されました「広域ごみ処理施設整備基本計画」と「広域ごみ処理施設整備に関するPFI等導入可能性調査業務」によりますと、都市計画決定が必要とされております。都市計画決定とはどういうもので、どのように決定をされるのか、お尋ねをします。6月にもお尋ねしましたが、明快な回答をいただいております。

建築基準法第51条の実施において、汚物処理、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設、ごみ処理施設等と用途に供する建築物は、原則、都市計画でのその敷地の位置を決定しているものでなければ新築または増築できません、してはいけないと明記されているわけであります。つまり都市計画の観点から見て、敷根にごみ焼却場を建設する予定地としてよろしいかどうか、審議にかけられる、かけなければならないという、こういうことになっているわけであります。

また、2年間の期間の延期ということを当局はいつておりますが、どうして2年間なのか、どういうわけなのかもお尋ねしたいと思います。

この間、一部事務組合、南伊豆地域清掃施設組合はどのような仕事をされるのか、さらに南伊豆地域ごみ処理計画に関します、閉会中の継続審査報告、江田議員も質問をしましたが、若干違う観点から私は質問をしたいと思っております。

延命化と新築の比較ということでございます。皆さんのお手元の資料、新築か改良か、令和3年12月14日で、若干資料は2年ほど前のものがございますが、そこに82億9,050万円で新築がある。それぞれの市町村が改修をするということであれば、22億9,400万円で済むんだと、こういう資料が具体的に提示がされているわけであります。

建設地の適地が妥当なのかどうか、環境影響調査が進めば、それがよければ適地と言えるのか、市長にお尋ねしたいと思うところであります。

また、ごみの減量化計画がどのように進められるのか、令和18年、令和13年、あるいは18年に向かって計画をつくるんだと、今計画をつくって実行しなければならないものが、どうして18年と、十数年先に延ばされなければならないのでしょうか。

脱水汚泥の焼却はやめるべきでございます。このチラシにも書いているところではないのでしょうか。資源化施設の先行整備、容器プラスチックの検討は、どうして進められていないのでしょうか。これは議会として、市当局に要請をし、質問している事項であります。明

確な答弁をお願いしたいと思います。

次に、生活環境影響調査の結果をどのように理解をされているのか。ダイオキシン等有害物質が大気中に排出しても、空は広いから煙突を高くしておけば薄めてくれて大丈夫、こういう考え方が企業や当局の今日の主張がまかり通ってきており、それが取り返しのつかない重大な環境破壊にまで来しているのではないのでしょうか。

川崎は四日市の喘息などの大気汚染、カドミウム汚染によりますイタイタイ病、あるいは有機水銀中毒が原因の水俣病、魚が食べられなくなり、漁業が萎えてしまう。このような状態が全国で報道されてまいつているのではないのでしょうか。

今の煙突の高さ45メートルでは、下田中学校や認定こども園のレベルと同程度となるので、その倍近くの恐らく90メートルとか100メートルの高さの煙突が必要になってまいるのではないのでしょうか。20年も30年も先に結果が出てくる、この公害の危険はまさに注意深く避ける知恵を働かせるべきであると私は思うわけであります。

「みらくるくる」で市単独の焼却炉では、CO₂が年間4,105トン、これが敷根の1炉にすれば2,144トンになるとしているわけであります。そして、ごみの燃やすことから発生しますCO₂は、2,144トンのうち1,004トンであるとしているわけでありますが、これを300日、焼却炉を稼働したとして300で割りますと、3.346トンとなります。1日に3トン以上のCO₂を排出すると。

水に例えますとドラム缶4本で1トンでございます。まさに一日にドラム缶13.38本も排出することになる。市長はこれをどう理解しているのか、していないのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

生きている地球レポート、世界自然保護基金2008年度版によりますと、世界中の人々が平均的なアメリカ人と同程度の暮らしをしますと、地球が4.5個必要と言われております。そして日本人と同程度の暮らしをすると、地球が2.3個必要だと。

このような状況の中で、資源も環境汚染の問題でも、地球の容量には限界があるということでございます。出してはいけない、なるだけCO₂や有害物は排出をしないという最大の努力をしなければならぬことは皆さん、明らかではないかと思うわけであります。

さらに都市計画審議会だけではなく、下田市土地利用委員会の申請対象になるのではないかと思うわけであります。この焼却場は1,000平米以上の開発になろうかと思ひます。ぜひ、土地利用委員会建設課長はどのような立場からこれを実行しようとしているのか、チェックをしないで済まそうとしているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

令和3年11月16日、1市3町の首長が合意したと、市長さん及び町長さんが合意したという覚書により、まさに敷根にごみ焼却工場をつくる案は、上から降ってまいったと言っているのではないのでしょうか。

このような市民にとって大切な町にとって、議論が分かれるような工場を造る場合には、当然、審議会をつくり市民の意見をきっちりとまとめて、それを参考にするということが私は必要ではないかと思うわけであります。

審議会もつくり首長の覚書で次々と進めていく、このやり方はまさに民主的ではない、独断的なやり方である、改めていただかなければならないと思うわけでありますが、市長はどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

また、下田市下水道事業におきまして、国の指導の下、下水汚物あるいは汚泥をバイオ発酵させ、下水道処理場で使う電気を発電する、こういう実証実験といいますか調査といいますか、そういう事業をすると、当初予算のときに下水道課長は説明をされております。これはどのように位置づけ進められていくのでしょうか。まさにこういうことが進んでいけば、南豆衛生プラントの汚泥処理を燃やさなくても済む、あるいは20%を超えと言われております年間2,000トンからのこの下田の生ごみをこの下水道の施設で処理することもできる、こういう可能性もあろうかと思うわけであります。

総合的に物事を考えずに、焼却炉は焼却炉でどんどん進めていけばいいんだという、こういう今の行き方は改め、総合的にまちの在り方を検討していくということを求めてまいりたいと思うわけでございます。

次に、ごみの量を削減するということの計画づくりこそ、差し迫った課題でございます。長友議員からも京都市の「しまつのこころ条例」、京都市廃棄物の減量及び適正化処理に関する条例を参考とせよと、こういう御発言もあったかと思うわけでありますが、食品ロスの削減の推進に関する法律は、令和5年5月31日に設立し、既に施行がされているわけであります。

プラスチックに関わる資源循環の促進に関する法律は、令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日に施行がされております。まさに法律ができて、下田市はこの法律に従った施策を先延ばししているわけであります。

やっと13年になって計画を立てるんだと、違法なことさえあえてしていると言っているのではないのでしょうか。そして皆さん、江田議員からの御指摘にもありましたように、事業系ごみの調査が早急に求められているわけであります。

事業系のごみは年間200トン、旅館、ホテルあるいは飲食店、コンビニ、菓子製造業、学校給食の残飯からどれだけの量が出るのか。かつて50キログラムとかと教育委員会からもありましたが、また海水浴場からのこのごみが、どれだけ下田の焼却場に持ち込まれているのか、こういうことの調査なしに廃棄物処理計画がつかれるはずがないと思うわけでありませう。ぜひともこのような調査をしていただきたいと、こう思います。

それから付け加えておきますと、一般社団法人大崎町SDGs推進協議会では、リサイクル率83.1%を誇ります大崎リサイクルシステムを、他の自治体にもこの実践をすることを通じて社会全体で環境負荷を減らせると、こういうことを目指したプロジェクトを展開しているということでございます。

そして具体的には、西伊豆町でこれを実施しようと、25日から既に始まっていると、禰宜ノ畑の林道の建設地に、西伊豆町は御案内のように、かつおぶしを作るような、そういう食産業がございまして、週に6トンからの生ごみを処理している。沼津の処理場に持っていつていると、これをチップ等を含めまして、木の枝等や市民から出る生ごみ、そしてこの漁業者から出る生ごみを含めて、このシステムで25日から来年の3月まで実行し、20キログラムのこの袋を150体つくるんだと。しかもこれは肥料として十分通用するような、検査をして生産をする実証実験をするということでございます。

それぞれ各市で焼却するのではなく、循環をしていくということが試みられてきているわけでありませう。ぜひともこのような実験を糧として、焼却する方向ではない循環型下田市をつくる努力をしていただきたいと思うわけでございます。

最後に、新庁舎建設についてお尋ねいたします。

本年8月1日、議員説明会の資料によりますと、想定必要面積、竣工時2026年5,500平米と延べ面積が言われておりました。9月1日の資料によりますと、これが6,500平米とされているわけでありませう。どうして1,000平米も増えてしまうのか、一体幾らの延べ面積の庁舎を建設しようとしているのか、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

次に、新築棟の設計につきまして、体育館を利用することによって2億円からのお金の建設費用削減ができること、こう申し述べていたかと思うわけでございます。

その一環として、必要な設備整備、機能について意見を聴取するため、ワークショップを開催したと全協で述べられているわけでありませう。

5月23日、高校生ワークショップ、6月10日、市民ワークショップ、6月29日、子育て世代のワークショップだと。多様な交流ができる調査を目指すと言われておりますが、庁舎は市

民の交流の場所なのかと、こう問いたいと思うわけであります。

市民のために仕事をする場所、それが役所、市民のために役立つ人たちがいるところ、こういうことではないかと思うわけであります。交流の場所とは別のところにあり、別のところにつくるべきものではないでしょうか。

次に、先行移転はやめるべきだと私はずっと言ってまいりました。行政サービスがいわゆる三分化され低下します。工事中の庁舎で仕事をさせるなど、避けるべきであります。エレベーターの設置など、完成した時点で移転する方向が合理的に経費も削減できるのではないのでしょうか。

令和4年6月の基本計画の改定の財源が18億から22億、これが24億から26億でよいと引き上げられております。まさに8億から4億もの引上げということになるわけであります。このような当局のやり方では、状況によって幾らになってもよいのだと、このように思われるようなやり方は改めるべきであります。少なくとも22億で造るという計画を立てたのなら、22億で造れるような設計に変更し、それに向けて努力をしていく。こういう姿勢こそが職員に求められているのではないのでしょうか。

そういう点で見ますと、エントランスプラザはどうして必要なのでしょうか。そのために幾ら費用がかかるのか、災害対策本部、117平米はつくとされておりますが、これはどのように利用されるのでしょうか。さらに国道414号線と接道しておらず、防災拠点としての機能が満たされていないと思います。接道している設計を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（中村 敦君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

○12番（沢登英信君） はい。

○議長（中村 敦君） 2時15分から再開いたします。

午後2時04分休憩

午後2時15分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） 沢登議員の質問は、海水浴関係が1つ目、2つ目はごみ、3つ目は新庁舎、このうちの1番について少し申し上げて、それから2番目のごみについて、もう少し申し上げる。その他については担当課長からお答え申し上げます。

まず、この夏は本当に暑かったと言われていました。史上初めてじゃないかという話もあるぐらい暑くて、とはいってもこの暑さというのは、残念ながら地球の温暖化の結果であって、来年だったらじゃあ涼しくなるかという、そういうものでもないのではないかと危惧しているところでございます。あまりに暑くて砂浜の砂の間を動けないと、それで海水浴場に人が来なくなったというような話も聞いたことがございます。それでも一定数のお客様が来てくださって、そして私の見る限り、例えば白浜では今までと違ってずいぶんと安全、健全な空気を感じました。というのは、前は若者たちでワンワンやっていたのが、家族の姿が多かったんです。これを毎日そこにいる職員が、見てくださいと、こんなによくなりましたよと言ってました。苦労したから言えることだったと思います。こちらに座ってらっしゃる中村議員も毎日汗だくになって、その現場で働いているのをお見かけしております。

昨日の質問の中で岡崎議員からも、どれだけ投入してるんだと言われてまして、これじゃ職員が疲弊してしまうじゃないかというように言われたんですが、私どもとしては今年は重要な年だと位置づけまして、言うまでもなく裁判、あの事件のあった年であり、今こそ私たちはもっと頑張らなきゃいけないということで、職員がみんなよくやってくれたと私は思っております。これがまず1つ目の海水浴についての私の所感です。

2つ目についてお答えします。

温室効果ガス削減、脱炭素の取組は、言うまでもなく住民と事業者と行政、こうしたその三者が一体となって進めることが肝要でございます、言うまでもありません。このため下田市を含む周辺のまちと協力し、それぞれ議会でもしっかりと議論していただきながら、科学的なデータもちゃんと観測し、客観的な安全性を確認して前に進むという、今取組をしているところでございます。

福島の処理水でも同じことが言えるかと思えます。科学的な根拠に基づき第三者的な機関がしっかりとそれについてよいと言っている中で、今やっている私たちは風評被害に負けてはいけないと取り組んでいるところです。

このごみについても沢登議員がおっしゃったとおり、やがて都市計画という場において審議会にもかける。現在はその都市計画の手続きはありませんが、とりあえずこれまで私はずっ

と言っていた候補地の一つであって、もちろん一つしかないんですが、予定地ではないと言っていたのはそういったことからでございます。

この現在行われている縦覧を経て、市及び関係する町とここで行こうと、予定地として決め具体的な計画の内容を詰める、そういう作業に入っております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、海水浴シーズンの実態、白浜大浜海水浴場の暴力団等違法営業者排除対策、原田9組の要望事項、一般社団法人白浜OCEAN機構、通称SOMAの活動についてお答え申し上げます。

最初に、今夏の日帰り客が多く、宿泊が振るわないとの伊豆新聞の記事に対する市の見解についてと、吉佐美大浜海水浴場の入り込み客数についてお答えいたします。

7月、8月の宿泊客数につきましては、前年同期比約6.7%の減となっております。要因につきましては、お盆の台風の接近によるキャンセルとの報告を受けております。

一方で、海水浴客や伊豆急下田駅降車人員につきましては、前年実績を上回っていることから、日帰り客が多いことは推測されます。宿泊客は日帰り客と比べて消費額が高く地域経済への貢献度も大きいことから、下田市観光協会等関係団体と連携し、魅力ある旅行商品の企画、情報発信等に努め、宿泊観光の推進に取り組んでまいります。

吉佐美大浜の入り込み客数の減少につきましては、8月1日から14日の多くの集客が見込まれる期間に、台風の影響による遊泳禁止や注意の日が多かったことが原因と考えられます。また、吉佐美大浜の浜の大きさから考えますと、ほかの吉佐美の海水浴場と比較して、毎年入り込み客数が少ないことから、トイレ、シャワー等の施設整備の充実とともに情報発信に努め、入り込み客数の増加をさせていきたいと考えております。

続きまして、自家用車の入り込み調査と、外国人来遊客数の必要性についてお答え申し上げます。

自家用車の入り込み調査につきましては実施しておりませんが、議員御指摘の意見に関しましては、関係課や下田市観光協会、夏期对各支部等、関係者と調査方法等について検討してまいります。

外国人の来遊客数につきましては、道の駅、開国下田みなとと駅前観光案内所で調査しております。7月、8月の来遊客数につきましては、道の駅では前年同期比10.6%増、駅前観光案内所では前年同期比822%増となっております。

駅前観光案内所の大幅な増の要因につきましては、コロナの5類移行に伴いインバウンドが急回復し、電車での来訪が増えたものと考えております。来遊客数の把握につきましては、動向やニーズを把握するため重要と考えておりますので、より正確なデータの把握に努め、効果的な誘客施策に取り組んでまいります。

続きまして、下田市夏期海岸暴力団等排除対策部会の実績と、パラソルやサマーベッド等の違法持込みを阻止する体制についてお答え申し上げます。

下田市夏期海岸暴力団等排除部会につきましては、6月30日に会議を開催し、今夏の対策について協議しております。

具体的な対策としましては、暴力団排除勉強会への参加、下田警察署と協力し、暴力団等排除ポスターや無許可営業を利用しないよう明記したチラシをバスやタクシー、宿泊施設等への掲示を依頼するとともに、白浜大浜海水浴場周辺の店舗等を訪問し、海水浴場のルール、禁止事項の周知を図っております。

海水浴場開設初日には、白浜大浜海水浴場にて暴力団等排除パトロールの実施、臨時派出所の宿直体制の強化、原田区駐車場の入り口にパトカー待機場所を設置し、巡回パトロールの強化を行っております。

パラソルやサマーベッド等の持込みの阻止につきましては、昨年度、条例違反行為が確認された事業者に対し、海水浴場開設前に行政指導という形で持込みを行わないよう指導したほか、市職員、警察、警備員による合同パトロールを実施し、浜地内での条例違反行為に対し注意を行っております。また、歩道の管理者である下田土木事務所にパトロールの依頼をしております。しかしながら、パラソルやサマーベッド等の持込みの阻止及び撤去、罰則の適用には至っていないのが現状でございます。

今後につきましては、より効果的な対策に取り組むため、警察や県等、関係者と協議してまいります。

続きまして、原田区9組の要望事項に関する警備会社ボングの成果、海水浴場管理に必要な専門人材、救助、警備、啓蒙活動のプロの育成、原田区全域の住民の生活権を守る条例制定についてお答え申し上げます。

警備会社につきましては、条例違反行為や海水浴場のルールの周知徹底を図るとともに、禁止行為やルールを守らない人に対し、個別に注意と改善措置を行っております。

成果につきましては、警察やライフセーバー原田支部、地元住民からもルールや条例の違反行為が減少したと伺っており、浜地内での無届けの営業行為が抑制されたとともに、入れ

墨の露出や騒音問題等についても効果を上げることができたと考えております。

海水浴場管理に必要な人材としましては、救助、救護、啓蒙活動等についてはライフセーバーに委託しております。また、ライフセーバーの育成につきましては、全国大会の誘致や下田ライフセービングクラブによる年間を通しての小学生から高校生を対象に育成事業を行っております。

警備につきましては、市職員、警察、警備員による合同パトロールの対策に加え、警備員による巡回等を行っております。専門的人材による警備につきましては、警察官OBの任用について警察と協議する予定でございます。

健全で安心・安全な海水浴場の運営のためには、専門的人材は必要と考えておりますので、警察やライフセービングクラブ等、関係者と検討してまいります。

観光交流課では、下田市健全観光都市形成プロジェクト委員会を設置し、海水浴場及びその周辺地域を含めた様々な課題や、住民が抱える不安の解消に向けた施策について、庁内各課で横断的に連携し協議しております。議員御指摘の意見につきましても、プロジェクト委員会や夏期対等、関係者と検討してまいります。

続きまして、一般社団法人白浜OCEAN管理機構、通称SOMAの活動と、浜地内でのアルコールの販売や飲酒等についてお答え申し上げます。

夏期対原田支部としてのSOMAの事業としましては、監視台の設置、浜地の整備、放送設備の設置、ブイ設置及び撤去、清掃業務、また下田市海水浴場区域内営業行為許可を取得の上、パラソル、サマーベッド等の海用品のレンタルや、飲食物等の営業事業を行っております。条例違反事業者につきましては、条例違反行為を行わないよう、引き続き注意と改善措置を行ってまいります。

ビール等のアルコールの販売や飲酒につきましては、浜地内での飲酒、販売のサービスを求める海水浴客の声がある一方、飲酒がトラブルや事故につながるということもございます。国内でも浜地内での飲酒を禁止している海水浴場や、場所を決めて提供している海水浴場がありますので、今後の海水浴場の在り方や観光公害の問題等も含めて検討してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは私から、広域ごみ処理計画の中止を求めるということで御質問いただいておりますので回答してまいります。

初めに都市計画決定の御質問がございましたけれども、この都市計画決定の手續につきま

しては、県や市の関連部署との協議を実施しております。決定手続の内容等について、その必要性も含めて確認中であるということで、6月定例会でお答えをしたところでございます。現在も引き続き協議を継続しているところでございます。

2点目の工期の延長ですけれども、まず工期の延長につきましては、これも6月の定例会で御説明したとおり、建設工事における働き方改革という中で週休2日制が導入され、工期の長期化であるとかロシアのウクライナ情勢、社会情勢等の変化を踏まえた見直しとして2年間延長したものでございます。

それでこの間の清掃施設組合の業務ということでございますけれども、規約に記載されてございますとおり、広域ごみ処理施設の設置に向けた事務の共同処理ということで業務を行っているところでございます。

それから南伊豆地域広域ごみ処理施設の、ごみ処理計画に関する閉会中の継続調査報告書による指摘事項に関する御質問がございました。こちらについても6月定例会で同様の御質問がございましたのでお答えしておりますけれども、まず施設の延命化につきましては、こちらで現焼却棟の地震に対する耐力というものを構造計算によって検証作業を行いました。これは建設当初におきましては当時の基準に見合った耐力ですとか、構造上の基準に見合っていた施設であったわけですけれども、現在につきましてはこの基準に見合わないような状況となっております。

それで改修すれば何とか耐力がつかがるのかということで検討しておりますけれども、改修ではこれを解決することはできないというような結果を出しております。それで建設する予定候補地の比較につきましては、引き続き検討しております。

減量化ロードマップにつきましては、江田議員の御質問で御回答申し上げましたので、そのとおりでございます。

脱水汚泥の処理に関しましては、現在行っております南豆衛生プラントにおいての方針決定でありますとか、あるいはその下水道部門におきましてバイオマス資源の活用の可能性に関する検討というものを行っておりますので、そういったものを踏まえまして、今後、市の方針を決定してまいります。

資源化施設の先行整備につきましては、施設整備基本計画の中で施設整備方針に記載されております。手順として、焼却施設と資源化施設の順に段階的に整備するというところで、整備期間中のごみ処理に支障が生じないようにということで計画をしているものでございます。プラスチックごみにつきましては、資源化施設において処理ラインを整備して資源化を進め

るといような計画としております。

それから生活環境影響調査の結果について、どのように理解をされているかということでございますけれども、生活環境影響調査による予測及び影響の分析結果につきましては、全項目で環境保全目標を満たしております、事業の実施に伴う候補地周辺の影響は小さい、生活環境に支障は及ぼさないといような報告を受けております。

それから4点目、みらくルクルでの議員が計算されたCO₂の排出量がとんでもない数字じゃないかといような御質問でございます。

こちらにつきましては、市長が冒頭に地域住民、事業者、行政一体となって進めるべき課題であるといようなことを申し上げております。令和4年3月に第2次下田市環境基本計画を策定いたしました。この第5章、地球温暖化実行計画の区域施策編を策定しておりますが、この中でまずこれが2030年度までに2013年度比46%、2050年度には実質ゼロといことで中長期の目標を掲げまして、今後、温室効果ガスの削減に取り組んでいくとしております。

計画におきまして、この基準年度の2013年度の下田市内の温室効果ガスの排出量ですけれども、全体で約18万トンとされています。清掃センターを含みます廃棄物の焼却あるいは埋立て処理に伴う廃棄物部門の排出量というものは約3,500トンで、全体の約2%となっております。

その他内訳としましては、いわゆる第3次産業などが属する業務のその他部門といものがございまして、こちらの排出が最も多くて約7万トンで38%となっております。

こういったことから地域住民、事業者、行政等が一体となって進むべき問題が、この地球温室効果ガス削減への取組となると考えております。

それから土地利用についてですけれども、こちらは土地利用は適用の対象外になっております。それからバイオマスについての御質問がございましたけれども、バイオマスについては下水道の浄化センターを活用して、地域バイオマスの資源活用調査といことで現在調査を行っているところで、先ほど申し上げたとおりですが、生ごみの活用性についても、こちらの中で中長期的な課題として取組を進めております。

西伊豆町の件につきましては、詳しい情報は承知しておりませんが、産業廃棄物として出てくる魚介類の加工品会社のアラ、そこから出てくるアラですが、いわゆる産業廃棄物を堆肥化して活用できるんじゃないかといことで、研究を始めたといような情報は伺っております。

それから最後の5点目に、ごみの量を削減する計画についてのことで御質問がございませ

た。京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の背景につきましては、京都のクリーンセンターの大規模改修に対応するため、ごみの半減を目指して始まったものでございまして、観光地が抱える廃棄物の問題に先進的に取り組んだ事例が京都の事例と理解しております。

それでこの食品ロス削減計画につきましては、一般廃棄物処理基本計画の見直しなどを行うわけですが、こういった機会に一体的に策定をしていく方向で検討していきたいと考えております。

プラスチックのごみ処理につきましては、新施設における資源化施設において処理ラインを整備して資源化を進めるということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

事業系ごみの調査につきましては、こちらも江田議員の御質問でお答えしております。業種ごとのごみ量までは把握し切れておりませんが、官公庁も含めまして現状は燃えるごみとして処理をされているものです。

なお、学校給食の残食量につきましては、大体年間で10トンから12トンということで、以前の議会で報告をしているところでございます。

私からは以上です。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） それでは、新庁舎建設についてお答えをいたします。

まず、新庁舎全体の面積についてでございます。基本設計における面積につきましては、現時点におきまして6,378平方メートルということで想定をさせていただいております。

下田市新庁舎建設基本計画の改訂版におきましては、新庁舎の必要面積として5,400平米から5,900平米ということで計画を策定しているところでございます。こちらの面積につきましては、今後実施設計に入っていきますので、この実施設計におきまして事業費、規模、施設、機能等、様々な視点から必要な施設の在り方の中で検討していきたいと考えております。

次に、新築棟の設計につきまして、庁舎の機能につきましては下田市新庁舎建設基本計画改訂版においてまとめておまして、この中で多目的交流スペースや情報提供スペースは、新庁舎に整備する機能として既に掲載をされておりますので、これに沿った設計と考えております。

今回実施をしましたワークショップにつきましては、施設の基本配置を示した中で、主に利活用方法、管理方法について御提案をお願いしたものでございます。この中では、演奏や

作品などを披露、展示をする場、放課後や休日の勉強等を行うスペース、雨の日でも遊べる室内広場、調理室を使った交流会等の提案をいただいたところでございます。これらの意見につきましては、今後の実績におきまして施設の設備、仕上げの工夫等の中で生かしてまいりたいと考えております。

次に、先行移転計画でございますが、今回の先行移転計画は、旧稲生沢中学校校舎を活用した新庁舎の建設と併せまして、耐震補強を実施できなかった現行庁舎の安全性確保を早急に実施をするということを併せて実施をしているものでございます。

今回の計画におきましては、補強工事費、工期、行政機能の継続、引っ越しなど様々な観点から検討した結果、最も効率的な方法と考え、実行をしているところでございます。また、旧校舎活用棟のエレベーターにつきましては、本年度予算の改修工事において整備する計画としているところでございます。

先行移転して新築棟完成までの2年間につきましては、庁舎として分庁ということになります。施設の維持管理、行政管理、行政サービス、連絡体制と万全の準備を行い、行政サービスの低下が最小限になるように努めてまいりたいと考えております。

次に、財源と事業費の関係でございます。庁舎建設事業における設計作業に当たりましては、特定財源ありきということではなく、あくまでも全体事業費、必要な施設規模、適切な設備、機能のバランスを勘案するということの方針で進めているところでございます。全協でも御説明をいたしました。現在、既存建物の活用等、設計の工夫により事業を行っているところでございますが、建設資材や人件費等の高騰の影響から全体事業費の増加が見込まれているところでございます。

今後引き続き、実施設計におきまして、これらについて慎重に検討を進めていきたいと考えております。

次は、エントランスプラザでございます。エントランスにつきましては、こちら基本計画におきまして、来庁者を迎え入れる玄関として明るく開放的な空間を整備することが明記されております。

また、併せまして今回は今回の全体設計の中で、旧校舎活用棟、新築棟、体育館棟の3つの建物を接続する空間となることから、一体的な活用のために重要な施設と考えております。費用につきましては、今後、実施設計におきまして細部を詰め積算をしてまいりたいと考えております。

また、新築棟の災害対策本部につきましては、平常時は大会議室、会議室機能として使い、

非常時について災害対策本部として使用するものでございます。

国道との接道でございますが、こちらは現状で施設への道路によるアクセスは確保されていると考えております。また、現状で計画地と国道の間に民有地が存在すること、敷地間に高低差があること等から、今回の計画とは切り離して考えていきたいと考えております。今後、伊豆縦貫自動車道の整備の進捗も踏まえながら、全体計画として検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 市長、最初に答弁を一度はしておりますけれども。

[発言する者あり]

○議長（中村 敦君） 暫時休憩とします。

午後 2 時42分休憩

午後 2 時58分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質問者の趣旨質問にありました、下田市夏期海岸暴力団等排除対策部会の活動と実績についてお尋ねいたしますという部分について、いま一度当局の答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯田雅之君） 沢登議員の質問に対しまして、暴力団等排除部会の部会長をこの4月以降、仰せつかっております飯田のほうから御回答申し上げます。

先ほど観光交流課長のほうからも答弁の中で御説明しておりますが、今夏の夏期対策が始まる前の暴排部会の設置の協議の後、暴排部会としまして下田警察署と連携をしました勉強会、それから昨年度、浜への条例違反の事業者2社の確認ができておったものですから、7月15日の海水浴が開く前に、警察、市、ここは私も一緒ですが、一緒になりまして、2社に要請書を持ち込むという活動をいたしております。

また昨日、岡崎議員の御質問の中で、特別職を含めて幹部職員と職員という中で、私が今回、暴排部会長を仰せつかった上で、事前の勉強会を含めて実効性を持って取り組めるように頑張りたいと、6月の議会においても御説明したところにおいては、この7月15日に入る前の段階の中で、せめて毎週末に必ず土・日の一日は出ようというのを決めた上で、7月15日の海開きには別の公務で天城を越えておりましたものですから、翌日の16日の日曜日から警察署長も御同行いただいたんですが、警察が用意してくれた黄色い暴力団排除だったか、

のぼり旗を持って一緒に、そのときにはたしか岡崎委員、天野議員に御同行いただいたかと思えます。

それでその後、次の週に白浜大浜ばかりだけではない暴排部会長でございますので、観光交流課の担当者のほうに、ほかの海水浴場のほうにもお邪魔させてもらうということをしていただいて、少なくとも昨日の報告の中では9回ということでした。

この間、今年最初はお客様がどうも少ないね、お客さんの入りがどうなんだろうねと、別の報告でもございましたけれども、暑い夏というのはどうも海水浴というのは人出が落ちるという状況があるようだということですので、今後もまた心配なところがございますけれども、暴排部会としましては夏期対策の支部の暴排部会としましては、この夏の夏期対策の成果というのを各支部の本体会議の中で出てくる意見を踏まえて、また防災部会のほうに付託される内容をしっかり準備を整えてやってまいりたいと考えております。

昨日ですが、岡崎議員の御質問に市長が答弁したように、その条例に関しても見直しを前向きにやっていきたいというところをしっかりと受けまして、夏の海水浴場だけでなく本日まで、これまでの答弁の中でも通年化というキーワードもございますものですから、健全で安心・安全というエリアを海のエリアだけじゃなくて全体、市全域としてどう捉えられるのかという視点を、私副市長個人としては持ちまして当たりたいと思っております。

加えまして、昨日の岡崎議員の質問の中から、市職員に対してのオーバーワークという御心配もいただいて、この9日間、私が市の観光交流課職員と一緒に現地に向かう往復も含めまして、現地では90分とか120分とかいうところを一緒にしてたところですけども、毎日現場に立っているコアのメンバーというのが観光交流課の中に複数名おりますので、その者にしっかり寄り添うようなことを、体力的なことだけではなくてハートの疲弊というのも非常にある、プレッシャーのかかる業務だと思ってたものですから、そこに寄り添うという気持ちですが、9日が多いとは、ちょっと胸を張れるものではないんですが、そんなつもりで暴排部会長としてもこの夏を取り組んだ次第であります。

以上です。

[発言する者あり]

○議長（中村 敦君） 沢登議員、再質問でお願いしていいですか。

では答弁漏れとして、マイクを入れてしゃべってください。

○12番（沢登英信君） やはりこの海水浴場は150万も来たときもございます。今年は26万ですけども、やはり多ければ多いほどいいというのではなくて、その海水浴場の規模に従っ

た適正な人員というはあるんじゃないかと。この過度の観光客の被害というは出てるんじゃないかと、京都等を含めても。そういう考え方に立たないのか、立ってくれるのかという質問をしてるんです。その答弁が全くないということ言ってるんです。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） それでは、海水浴場の適正な利用客数の考え方についてお答え申し上げます。

海水浴場の適正な利用客数につきましては、砂浜の広さだけでなく駐車場やトイレ、シャワー等の施設の不足による利用客の密集、またごみや水質汚染等の問題も考慮する必要があると考えております。

議員御指摘のとおり、テレビや新聞等でも報道されているとおり、京都などでは観光客が集中するオーバーツーリズムにより、地域住民の生活に影響が出たり旅行者の満足度が低下したりする懸念が生じております。今後の海水浴場の在り方について、適正な利用客数は重要と考えておりますので、受入れに余裕のある海水浴場等に行ってもらえるような対策や、情報発信や諸施設整備等を含めて関係者と検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） ありがとうございます。副市長や観光課の皆さんの努力に敬意を表したいと思うわけであります。

岡崎さんが言いました、オーバーワークであるなんてことは私はとんでもない発言だと思っております。市長はこの海水浴場から違法業者を排除すると、こういう方針を出して、地元の人たちも排除したいという思いがあって、そういう状態の中でパトロールが必要だと、課長さん方が観光課長だけに任せずに、市全体の問題として取り組もうと、こういう姿勢でパトロールに出ているということについては、それは高く私は評価すべきだと。70万の金を出せとか出さないとか、そんな類いの問題ではないと。解決しなきゃならない課題であり、市長がその先頭に立ってるんだと、それを支えるのが課長であるというのは明らかではないかと思うわけです。

しかし、そういう精神論に立ってみても、実態にパトロールが効果を出しているのかどうなのかということ、厳密に評価して効果があるようにしなければならぬんじゃないかと、こう言っているわけであります。デリバリーあるいはこのアルコールを売ったりラーメンを売って勧誘しているというようなことは、ボンズの人たちがどうとう注意をして、ある程度

少なくなったかもしれない。しかしこの浜地にパラソルやこのベッドを持ち込んで違法営業をしているという実態は、この写真に明らかなようになってるのではないかと。これを取り締まる対策を立ててほしいと、こう言っているわけです。

そしてここで働いてる、横断歩道でやっている人たちは、決して暴力団でも何でもないと。大学生の青年であったり、雇われて来ている、その裏にいるのが先ほど副市長が2社といたりバイバルでありドルフィンだと。個人ではなくそういう団体や会社組織がこの事業をやっているんだと。その裏には大場組がいるんだというのが明らかになっているわけですから、やはり改善をしたということは評価しますけれど、それだけにとどまらず、今なお違法行為が行われてるんですから、これを改善していくという、こういう姿勢に立っていただきたいと、こう言っているわけであります。その点の御答弁をいただきたい。

そういう観点から申しますと、この下田市海水浴場の条例を市長は6月議会でもその前でも条例改正も検討すると、こういう具合に言っておりますが、市長の答弁の内容はこの第9条ですか、30万円の罰金でいいのかと、あるいは罰金を科すということが手続上、なかなか困難ではないかと、この9条の実施方向について検討しますよと。そしてさらに具体的に浜地に持ち込んで、不法営業をしているこの人たちを物理的に阻止をするという言い方でいいのかどうか、ちょっとそこら辺は微妙かもしれませんが、この2つの方向で条例を見直しますよと、こういう答弁を市長はしているわけです。

岡崎さんが言うように、浜地で営業したい人をどれでもいってきなさいと、許可してあげますからと、その許可条件の中で営業してくださいと。こういう条例の改正をしようと市長はいつてるんじゃないんです。そんな改正をするんだとしたら、それはとんでもないことだと私は思います。

ほかの業者と同じように出店組合をつくって、その出店組合で管理しなさいよと、こういう方向ではなくて、市が海水浴条例をつくって、夏期対の支部のみが営業するのならできると、安全な海水浴場を確保していくんだと、こういう条例の組立てになっているわけです。

この条例の精神をたがえるような改正を考えてるのかどうなのか、私は市長は考えてないと、6月の答弁では先ほど申し述べたような回答をいただいておりますので、再度この点については確認をさせていただきたいと思っております。

そういう点で無届け業者ではない、条例に違反をしている違反業者であると、こういう立場からこれを阻止するんだと、やめさせるんだと、こういう観点に立っていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。市長の答弁を求めます。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） まず、私のほうから持込みの阻止についてお答え申し上げます。

持込みの阻止については、まず保管という考え方が条例のほうにあるんですけども、顧問弁護士に相談したところ、パラソル等が浜地内に持ち込まれ、積み上げられた状態で時間が経過し、その状態であれば保管という解釈ができるとの意見をいただいております。持ち込むという時点では保管という行為に該当しないため、強制的に阻止はできないと考えております。浜地内に持ち込むには、歩道等での積み降ろしが写真のとおり行われておりますので、こちらについては管理者である県土木事務所には、パトロールの依頼や対策について協議をしております。

今後も管理者である県土木事務所や警察等、関係者と効果的な対策について協議してまいります。

それで条例違反事業者と無許可事業者につきましては、沢登議員が御指摘のとおり条例違反事業者という呼び方で私どもも使っております。それで無許可営業者という言葉が出てきたのは、暴排部会においてチラシをバスやタクシー、宿泊施設や、また現地で配布するときには条例違反事業者という言葉を使うと、利用する方が何を利用しないでもいいのかとか、ちょっと分かりづらいという面もありまして、そのため公認店でない無許可営業を利用しないよという表記をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 私からは、現在市長として考えている条例改正について答えをお求めなので申し上げます。

これは繰り返し述べていますとおり、重要なのは実効性であります。この実効性というのはやり方としては、アプローチとしては大きく2つあります。1つが法令的な制限、これはその条例が本当に有効に働くような形になれるかどうか。もう一つは現地での具体的なアクションになります。例えば今年の夏からSOMAが海水浴客の求めているサービスを提供することにより、彼らが利益を上げられないようにする。許可を得てない者たちが利益を上げられないように、本来的に許可をもらってる人に営業していただくと。これはある意味、間接的なやり方ですけども実効性があるだろうと。こうした様々なことを考えています。

その中の一つ、今言った大枠の中の一つに法令の制限をかけるというのがありますが、こ

これは現在、警察、検察とも話をし、どうやったら実効性を持つのかについて勉強しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） SOMAが利益を上げて、この違法業者と営業上で競争をすると、このようなことで解決するんだというような考えは改めていただきたいと。そもそも原田区が支部としてやっていたと、この人たちは浜地からこの暴力団を排除してほしいと、排除できないから撤退をするという、こういう形になってきているわけです。それを今度はSOMAが代表して収益事業を上げるんだと、まさに渚の公園と同じような発想をしている。浜は誰のものかと、私はやはり原田区民のものだと思うわけです。

それは一団体、一般社団法人ですか、そういう人のものになると、あれは一年中、渚の公園で浜地から収益収入を上げると、こういうような浜地の管理というのはいかななものかと。楠山議員はそのように発言をして、具体的にそういう一年中使うんだということで、吉佐美地区で問題にされていると、こういうことが出てきているわけです。法人吉佐美と吉佐美区の考え方が違ってきていると、通年で何年間も契約をすると、そういうことは法人吉佐美としては許していませんよと。

こういう見解が区民の中でも大きな問題になっていると。この渚の公園というのはいかなる問題かを私は含んでいると、市長はどのように考えているのか、再度質問をいたします。渚の公園を進めようとしているのか、やはりきっちり調査をして、どういうものかを調べるという観点に立つのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） 下田市では世界一の海づくりプロジェクトとして、海水浴場の通年化という取組をしております。それで渚の交番につきましては、過去は平成27年から29年に白浜大浜海岸で渚の交番を整備する構想を持っており協議しておりましたが、県や関係者と調整がうまくいなくて頓挫した経過がございます。

今後につきましては、先ほども楠山議員さんの答弁であったとおり、世界一の海づくりプロジェクトやサーフタウン構想、またグローバルCITYプロジェクトの一環であるエコツーリズムプロジェクト等のワークショップを通じて、海岸の海の通年化については渚の交番プロジェクトも含めて様々な視点で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 白浜の原田区で27年から29年にこういう問題が、渚の交番を浜の近くにつくったらどうかと、こういうものがあって、やはり区民から反対を受けてこれが頓挫したと私は理解をしております。

大変問題のあるこの形であって、今の区が管理している浜は誰のものかということが問われるような、課題に結びつく内容を含んでいると言わなければならないと思います。

次に、広域ごみ処理についてお尋ねいたします。

6月議会でも聞きましたけれども、今回も同じ答弁が繰り返して返ってきていると。都市計画決定は県やその他のところと協議をしています。具体的に何をどう協議しているんでしょうか。

それで建築基準法には先ほど紹介したように、都市計画審議会の決定を受けなさいということが明記されていると。市や一部事務組合が行う事業は、この都市計画決定を無視してよろしいという法体系があるんでしょうか。何で協議中になってるんだと、3か月もたってるのに、何で都市計画審議会の見解が明らかにできないのかと、お尋ねします。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 先ほど申し上げましたとおり、現在の協議というものにつきましてはその必要性も含めた検討ということで、もし計画決定等が必要であれば、どういった手法があるかということも複数の選択肢があるという中での協議を行っているところでございます。

以上です。

[発言する者あり]

○議長（中村 敦君） 挙手をお願いします。答弁漏れとしてもう一度マイクをお願いします。

○12番（沢登英信君） 建築基準法第51条というのは、どこの部署ですか。建設課の部署でしょうか。それで汚泥処理、ごみ処理場は都市計画審議会の決定を得なければ、新築も増築もできないと明記しているわけです。

それを課長はですね、都市計画審議会にかけなくていいかどうかも協議中だと、こういう答弁をしてるんです。そんな答弁はないでしょう、建設課長に聞いてるよ。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 都市計画決定というものにつきまして、一般的な話としまして、都市計画決定というものは都市の土地利用ですとか、都市施設の整備及び市街地開発事

業に関するような計画ということで、都市計画の内容についての法定手続ですとか、都市計画制限計画事業等を定めるようなものとなっております。

一方で、この現況もごみ焼却施設のようなところで、建築基準法に定められている改築というのがありますけれども、例えば建築基準法51条については、現在の候補地となっている清掃センターというのは、位置決定というものを決定がされている部分でもございます。ですからその中においての一定の改良、改築というものは可能とされているものでございますから、そういったところで改築等の手続であれば必要がない可能性もあるというところで、そういった方向性も含めた検討をしているということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君、あと5分です。

○12番（沢登英信君） 明確に答弁してください。結局あそこは1,000平米以上になりまして、今の段ボールとか粗大ごみを置いているところは都市計画決定から外れているわけです。

そこも含めて一部事務組合は建設地になっているわけですから、私はそういう意味では都市計画決定をしないで建設することなんかできないと、無法を市がやっていいと、しかもその事業体は下田市ではなくて、一部事務組合という特定地方公共団体がその工事をやるということになるわけですから、一部事務組合が下田市に、建設課に出すのか県に出すのかは知りませんが、都市計画決定の申請書を出さなきゃならないと、こういうことになると思うわけです。

そして民間の事業者には、1,000平米以上にかかれば土地利用委員会にかけると言いながら、市が関係する事業は土地利用委員会にかけなくていいと、市民のためにチェックしないでいいんだと、こういう見解がどこから出てくるのか。なぜ土地利用委員会にかけなくていいのか、明確に御答弁を再度お願いしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） まず、土地利用委員会について先にお答えいたします。

下田市土地利用に係る適正に関する指導要綱というのがございまして、その適用除外3条の2に「国または地方公共団体が行う公共施設または公益的施設の整備に係る土地利用事業は適用除外」となっております。

あと都市計画決定等々において様々な協議を進めているところで、所管課する建設課としますと、先ほど沢登議員がおっしゃった建築基準法第51条には、ただし書許可がございます。

まずは、都市計画区域内においては、廃棄物処理施設など都市計画で決められたもの以外

は新築、増築してはいけませんというように書かれています。ただし、都市計画審議会の議会を経て許可された場合または一定の規模以下の施設であれば新築、増築してもよいとされております。

しかし、都市計画決定の審議を持っているのは下田市でございますが、建築基準に関しては下田市に建築主事がいなく、権限は県でございます。そういった取扱いについて、市として判断し切れないところがございまして、そののただし書については、県に判断、指導を得なければ、この都市計画決定手続を今後どのように進めていいかというところが、今はまともっていないところで、それについて協議してございます。

加えて、ちょっと私もすみません、都市計画の専門ではございませんが、既に決定されたという条件の下、今後審議会でどのように図って、どのように進めていくかということについても、今所管する一部事務組合と協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） ようやく明らかになりました。都市計画審議会というのは下田市の審議会ではなくて、県の審議会にかけなければならないと、こういう答弁を今いただいたと思うわけであります。

次の質問に移りたいと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 沢登さん、誤解しないでください。都市計画審議会、下田市の審議会で諮れることができるんですけども、都市計画決定をする際に。ただ建設基準法の51条のただし書で、都市計画会で審議を得て許可された場合は、都市計画決定は要りませんよということを書かれてるんです。

それで建築基準法に関することは今県が処理していますので、市のほうにそういった権限、知識がないので、その取扱いなど様々なことをどう処理していこうかというところを今県等々と協議しているところです。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 今の答弁は、時間を止めていてください。

○議長（中村 敦君） では時間を止めます。

○12番（沢登英信君） 下田市の都市計画審議会が審議をするんだけど、どういう具合に扱っていいかケースがあまりないので、県に聞いて進めるんですよと、こういう答弁ですか内容は。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） すみません、建築基準法に関しては、下田市が建築主事がないので、権限を持っていないので、このただし書とかそういった適用ができるかどうかというのが県に相談しないと分からない。それによって都市計画決定をするべきなのか、審議会の審議で許可を取って済ませるのかというところが下田市では判断し切れなく、今そういったところを協議しなければいけないというところです。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 全く分からない答弁しかいただけなくて非常に残念です。そしてそれぞれの皆さんの、どういうスケジュールで進めるかという基本設計の表を見ますと、2年間をかけてこの都市計画決定をするんだということが書いてあると。しかし建築主事が下田にいないので、建築主事に聞かなければどう扱っていいか分からないと、こういう答弁しかよこしていないと、それが6月の議会にあって3か月たってもなお同じ答弁を繰り返していると。全くもって不誠実な答弁と言わざるを得ない。

明確にさせていただきたいと、私はこの法律の規定からいって、当然都市計画審議会が審議をしていただいて、今の場所が適当なのかどうか、きっちり判断をしていただくべきだと、市長、こう思うわけです。首長から、上から言ってきて、市民に直接聞いて議論をする場所というのは市長は設けてこなかったと、正規のものは何も設けてこなかったと。2,300人からの疑問が呈されているにもかかわらず、議会も市長もそれを無視したと、こういう経過を踏んでいる、この焼却炉につきましても、経過からいって。

それで生活環境調査が通ったから予定地だということではいかなものかと、世界の情勢は、物事の考え方はこうですよということを市長に申し伝えましたけれども、全く市長にそれが届いてないのか届いているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 今ちょっと聞き間違いじゃなかったかと思うんですけど、議会もその辺をしてこなかったとおっしゃいましたけれども、今進めていることは、市民説明会も経て、そしてこの議会での議論も経て、一つずつ進めているわけです。沢登議員がそれに納得していないという御意見だと思うんです。それはそれで沢登議員のお考えとして承ります。

しかれども私たちは考え続けるわけにもいかないものですから、いろんな議論の中で、それじゃ今回はよしとしよう、それでは今度はこんな調査をしようと言って、みんなで新しいことを手探りと言っていいかどうかは分からないんですけども、この私たちがみんなで、今これは難しいごみ問題について取り組んでいるわけです。こうしたこれまでの手続のその全てを無にするような御発言はいかがかと思えます。私たちはこれからも、今まさにやりますが、市民の意見をもらいながら進めてまいります。

都市計画決定につきましても、恐らく手続としてやることになると思います。ですが先ほど課長が言ったように、そうするかどうかということについて様々なことを確認しなければならぬという意味で、さっきの課長の発言があったとお考えいただきたいと思えます。

都市全体を見渡して、この場所でのいいのかということをやちゃんと審議しようという意味で、建築基準法の51条は昔でいう迷惑施設です、今はそのようにはしません、今は必ず、むしろいいものに造ろうとしてますけれども、そういったものについては、昔はちゃんと都市全体を見渡して場所について選定すること、そういう趣旨があったわけです。ですから都市計画決定の意義が、実は近年になってどんどんシステム的に新しいものになって、そして環境的にもいいものになった今、必ずしも昔のままでいいかどうかというのは疑問があります。ですからそれはそれとして置いておいて、制度上はそういうことになって今でも残っているので、それに向かって様々な協議を進めているということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君、あと2分なのでまとめていただけますか。

○12番（沢登英信君） 沢登の勝手な考えだということではなくて、署名運動と住民投票条例をつくってという2,300人からの人たちが、議会や市長のところに要請に行っているわけです。そういうものをきっちり捉えて、賛成する人も反対する人も含めて、きっちり審議をしていただくと、こういう審議の場所あるいは知恵のある識者も入れて、普通はこういう場をやる場合に審議会をつくって御審議をいただく、諮問を受けると、そういう手続も一切、民主的な手続を市長は踏んできていないということをおっしゃるんです。

議会は通したかもしれませんよ、多数で。しかし市民は、多くの人たちが疑問を呈しているという実態が一方であるわけですから、市長のそのやり方に対して。そこを埋めるような手だてを市長はぜひ考えていただきたいと、こう言っているわけです。

そして具体的には、当初予算の中でも下水道課長がバイオ発電をやると、下水道汚泥等々

を含めて、国の指導を受けてテストをするんだと。これもやはり汚泥を焼却していくと、それを埋める捨て場がないと、最終処分場がないということが現実になってきているわけです。環境省も令和元年度のデータを基にして、今全国にある最終処分場は20年しかないんじゃないかと。こういうことを国が明らかにしてるわけです。

したがって京都においても、最終処分場が

○議長（中村 敦君） 沢登議員、時間です。

○12番（沢登英信君） いっぱいになってしまうと。したがって、ごみを半分にするんだと、こういうことを言ってきているわけです。

下田の場合は最終処分場は民間に持っていくんだと、民間の捨て場もなくなるという、こういう現状が一方にあるわけです。全く総合的にこのごみ処理が考えられていないと、こういう指摘をしているわけですが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） この答弁をもって終わりにします。

市長。

○市長（松木正一郎君） ごみを燃やすなという、ときどきそういう言葉があります。長友議員もたしかそれに似たことをおっしゃっていた。しからばその大崎町とかいろんなまちでは、燃やさずにどうしてるかというのは、もちろん御存じだと思いますけれども、埋めてるわけです。埋めてるときにどうやって埋めるか、御存じでしょうか。それは簡単に言うと、ごみの缶詰にしてコンクリートで蓋をして、将来的にひよっとしたら何かがにじんで土壌に入ってしまうかもしれないけれども、取りあえずコンクリートの缶詰にして地中に埋めるというのが現在のほかのまちのやり方です。

そのごみをそんなことをせずに、できれば焼却してしまっただけで炭化して、つまり無害化して量も減らして、そして少しずつ減らすことによって、みんなで少しずつ最終処分場の延命をしながらやるというのが現在の一般的なやり方です。

私は焼却するなという話の裏にある、それではごみの缶詰をつくって未来に置いていいのかといったことについて、思いを致さなければいけないんじゃないかなと考えているところでございます。

今回のこのごみの問題については、皆さんおっしゃるとおり私たちのこのまちが未来に対してちゃんとできるのかといったことになると思います。ごみ焼却場そのものについても、クリーンで安全なものにしなければいけない、これはもう当然です。ですからそれを環境の調

査としてやり、予測値を出し、これだったら問題はないだろうというようにやったわけです。

どうかこういった科学的な根拠に基づいた、私たちの今の取組について、議会では多数決で可決されてますけれども、皆さんも一緒になって考えていただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） これをもって、12番 沢登英信君の一般質問を終わります。

○議長（中村 敦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れ様でした。

なお、この後15時45分から各常任委員会協議会を開催いたします。

総務文教委員会が第1委員会室、産業厚生委員会、第2委員会室です。各委員会はそれぞれお集まりください。よろしくお願いいたします。

以上です。

午後 3 時32分散会